

東芝動く歩道

保守・点検編

M o v i n g W a l k

動く歩道を正しく安全に使っていただくため、お使いになる前に、
この「取扱説明書」をよくお読みください。
お読みになった後は、いつもお手元に置いてご使用ください。

取扱説明書の内容は、関係者以外の方に開示しないでください。

もくじ

はじめに.....	2
1. 安全上のご注意	3
2. 所有者・管理者の方へ	4
3. 保守・点検の留意事項	
3-1 動く歩道の構造	5
3-2 動く歩道の安全装置	6
3-3 保守・点検時の留意事項	7
3-4 乗降板着脱方法	8
3-5 踏板着脱方法	10
4. 保守・点検用具（治具・工具）および保守・点検装置	
4-1 保守・点検用具	14
4-2 保守・点検に使用する装置およびスイッチ	15
5. 保守・点検用具・装置の使用方法	
5-1 乗降板着脱工具の使用方法	17
5-2 ブレーキ開放レバーの使用方法	18
5-3 手巻きハンドルの使用方法	19
6. 定期検査	19
7. 保守・点検に関する事項	
7-1 減速機・ブレーキ	20
7-2 駆動装置	22
7-3 機械室	27
7-4 移動手すり	31
7-5 中間部	33
7-6 乗降口	35
7-7 制御盤各部電圧測定	36
7-8 制御装置などの状況確認処置	37
8. 交換部品	38
9. 油類一覧	39
10. 参考文献	40
11. その他	
■ 最新動く歩道関連情報	40
12. 日常点検のしかた	41
13. 清掃・手入れのしかた	43

はじめに

この取扱説明書〔保守・点検編〕は所有者・管理者の方が東芝 動く歩道の保守・点検について維持および運行の安全を確保するために専門技術者へご指示いただきたい事項を記載しています。

- ・この取扱説明書を専門技術者の方に熟読いただき、十分理解の上で作業するように指示してください。
- ・この取扱説明書は必要なときにすぐに読めるように、お手元に大切に保管してください。
- ・動く歩道の所有者や管理者が変更になる場合は、確実に引継いでください。
また、専門技術者が変更になる場合には、所有者または管理者から新たな専門技術者に再度指示をしてください。
- ・動く歩道は電気・機械設備ですから、適切に保守しなければ、製品の性能が発揮されないことがあります。製品を安全で、かつ適正な状態に保ち、故障が起きないようにするために、適切な保守を継続することが重要です。
- ・この取扱説明書の内容について、ご不明な点やご理解いただけない点がある場合は、弊社にお問い合わせください。
また、この取扱説明書の最新版を弊社のホームページ (<https://www.toshiba-elevator.co.jp/>) に掲載しています。
- ・この取扱説明書は基本仕様について説明しています。したがって実際の製品では一部異なる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ・この取扱説明書〔保守・点検編〕は、下記製品について記載しています。
東芝 動く歩道
- ・動く歩道を正しく安全に使っていただくために、お使いになる前に、取扱説明書〔運行管理編〕も併せてお読みください。

〔用語の定義〕

- ・〔所有者〕とは、当該の動く歩道を所有する方をさします。
- ・〔管理者〕とは、直接動く歩道の運行業務を管理する方をさします。
- ・〔専門技術者〕とは、動く歩道の保守点検を専門に行う方をさします。

◎上記に加え、巻末に記載してある参考文献のすべてをお読みいただき、その内容を含め使用頻度、利用状況、その他を考慮し、動く歩道を適切な状態に維持してください。

◎取扱説明書の内容は、関係者以外の方に開示しないでください。

一般の利用者が取扱説明書により知りえた情報を元に、動く歩道进行操作または運転した場合、思わぬ事故が起こるおそれがあります。このような事故により生じる損害については弊社では責任を負いません。

1. 安全上のご注意




この取扱説明書には、動く歩道を管理・利用される方、保守点検を行う専門技術者や他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

警告表示と図記号の定義

次の内容（表示・図記号）を良く理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。

併せてご使用の動く歩道の取扱説明書〔運行管理編〕もお読みください。

【表示の説明】





表示	表示の意味
 危険	“回避しないと、死亡または重傷 ^{*1} を招く差し迫った危険な状況になること”を示します。
 警告	“回避しないと、死亡または重傷 ^{*1} を招くおそれがある危険な状況になること”を示します。
 注意	“回避しないと、軽傷または中程度の傷害 ^{*2} を招くおそれがある危険な状況および物的損害 ^{*3} のみの発生を招くおそれがあること”を示します。

*1： 重傷とは、失明、けが、やけど(高温・低温)、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るもの、および治療に入院や長期の通院を要するものをさします。

*2： 傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さない、けが、やけど、感電などをさします。

*3： 物的損害とは、財産・資材の破損にかかわる拡大損害をさします。

【図記号の説明】

図記号	図記号の意味
 禁止	禁止(してはいけないこと)を示します。 具体的な禁止内容は、  の中や近くに絵や文章で示します。
 指示	指示(必ずすること)を示します。 具体的な指示内容は、  の中や近くに絵や文章で示します。



諸注意

- 取扱説明書に記載の安全に関する警告表示（危険・警告・注意）については必ずお守りください。
- 取扱説明書に記載のない操作および取扱いは行わないでください。
人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。

免責事項

- 弊社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障、または事故については責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。
 - ・取扱説明書と異なる操作および取扱いに起因するもの
 - ・弊社以外の保守・点検・修理の不良に起因するもの
 - ・製品を改造したことに起因するもの
改造とはハードウェアの変更だけではなく、マイクロコンピュータのプログラム、データなどの一部変更も含まれます。また、保守用の装置、部品の接続も、改造に含まれます。
 - ・弊社の供給していない部品または指定部品以外を使用したことに起因するもの
 - ・地震・雷・風水害等の天災地変、および弊社の責任以外の火災、第三者による行為、その他の事故、お客さまの故意もしくは過失、誤用、またはその他異常な条件下での使用に起因するもの
 - ・本製品の使用または使用不能から生じる付随的なもの（事業利益の損失、事業の中断、記載内容の変化、消失など）

2.所有者・管理者の方へ

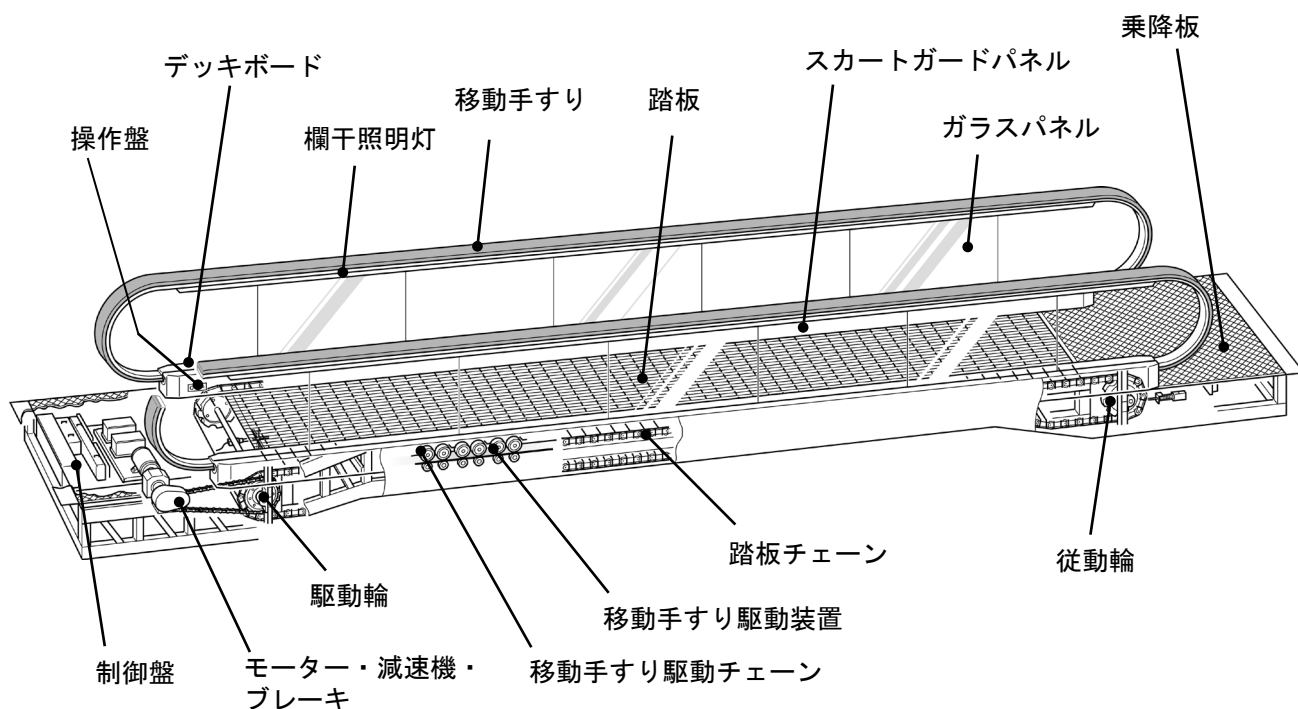
 危険	
 指示	所有者・管理者の方より専門技術者の方へ以下の各項目について確実に伝え、または確認してください。 各事項を守らないと、重大な事故の原因となります。

- ◎この取扱説明書を熟読の上、3章以降の作業を正しく実施してください。
- ◎定期検査については、「平成20年国土交通省告示第283号」（改正内容を含む）、「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書」および日本産業規格 JIS A4302「昇降機の検査標準」（最新版）に基づき実施してください。
- ◎動く歩道はその使用頻度、使用状況により部品の磨耗、劣化状況などが異なります。専門技術者に点検結果の報告を受けてください。その上で、動く歩道が安全な状態で使用いただけるように、適切な保守について助言を得てください。
- ◎部品交換は必ず弊社が指定する部品を使用してください。また、製品の改造は行わないでください。
- ◎製品の仕様を変更するには、より詳細な製品知識が必要ですので、所有者経由で弊社にご相談ください。

3. 保守・点検の留意事項

3-1 動く歩道の構造

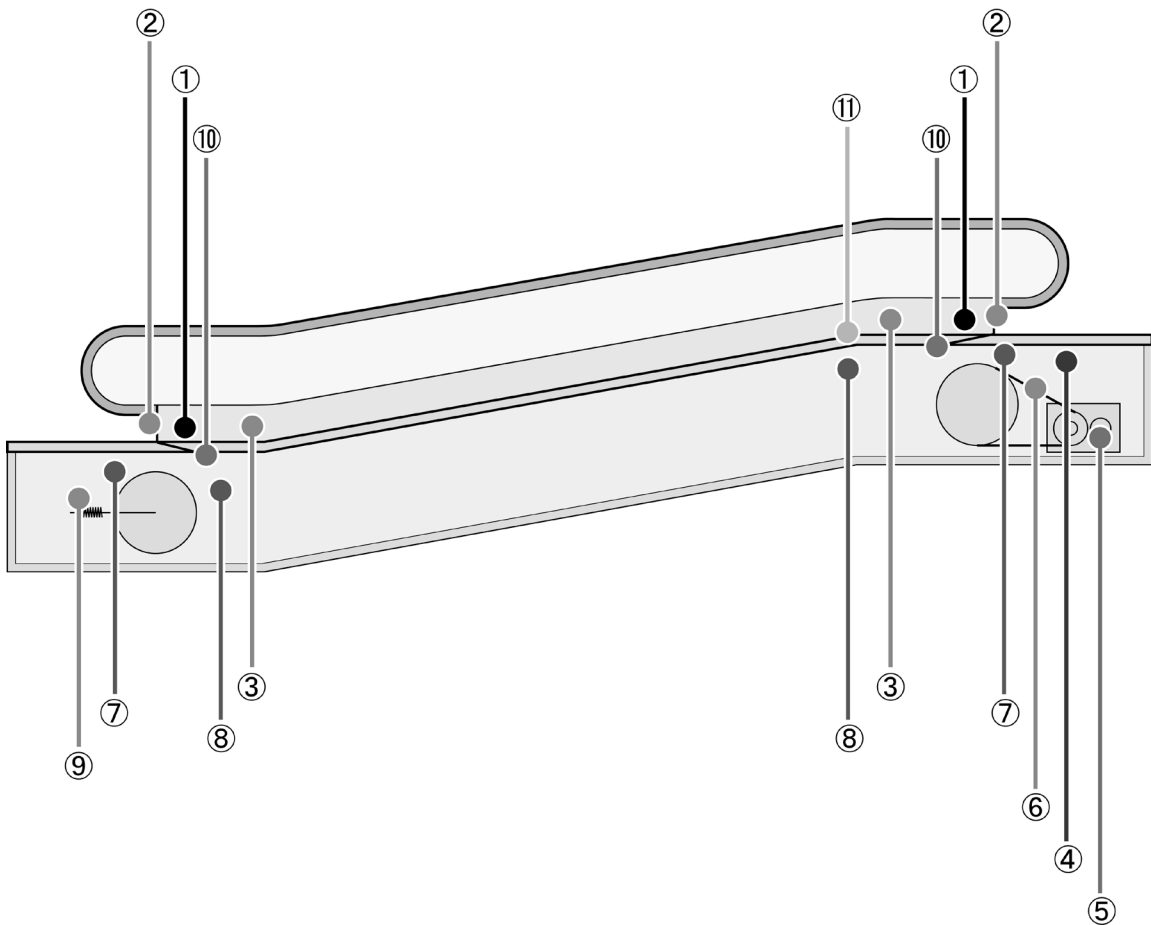
仕様により、構造が一部異なる場合があります。



※ 図は水平タイプの場合です。

3-2 動く歩道の安全装置

仕様により、設置位置などが異なる場合があります。







※ 図は傾斜タイプの場合です。水平タイプでは、③が装備されません。

名称		はたらき
①	非常停止ボタン	非常の場合に押して停止させます。
②	移動手すり入り込み口安全装置	移動手すり入り込み口に手や異物をはさまり異常検出したとき停止させます。
③	スカートガードパネル安全装置	踏板とスカートガードパネルとの間に異物をはさまり異常検出したとき停止させます。
④	電気保護回路装置	短絡や過負荷がかかったとき停止させます。
⑤	電磁ブレーキ	電源が切れたり、各部の安全装置がはたらいたとき停止させます。
⑥	駆動チェーン切断検出装置	駆動チェーンが万一切断したとき、停止させます。
⑦	踏板欠落検知装置	踏板の欠落を検知したとき、停止させます。
⑧	踏板沈下検知装置	踏板の沈下を検知したとき、停止させます。
⑨	踏板チェーン切断検出装置	踏板チェーンが伸びたり、万一切断したとき停止させます。
⑩	くし安全装置	くしとくし梁の間に異物をはさまり、異常を検出したとき停止させます。
⑪	移動手すり停止検知装置	移動手すりのスピードがいちじるしく遅くなったり、停止した場合に停止させます。

3. 保守・点検の留意事項

3-3 保守・点検時の留意事項

 危険	
 指示	専門技術者の方は保守・点検を行うにあたり、以下の事項を確実に守って作業してください。 各事項を守らないと、重大な事故の原因となります。
 禁止	主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。 主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。
 禁止	踏板を外した状態では、連続運転をしないでください。 開口部にあやまって転落すると、重大な事故の原因となります。

◎保守上の留意事項は、各機器に貼付けたラベルに記載されています。それらを参照して適切な保守・点検を実施してください。

なお、ラベルの記載内容を逸脱して保守・点検した場合、重大な不具合が発生するおそれがあります。

◎乗降口で作業する場合は、以下の事項を確実に実施してください。

- ・第三者の事故を防ぐため上下の乗降口に点検柵を設置すること。やむを得ず点検柵を取外す場合は、監視者を置くなどの措置を講ずること。
- ・作業中現場を離れる場合は、第三者が転落しないように開口部にフタをするなどの危険防止措置を講ずること。
- ・床等に腰を下して作業しないこと。また作業中は安定した体勢で行うこと。

◎機械室への出入りまたは機械室内で作業を行う場合は、以下の事項を確実に実施してください。

- ・乗降板取外しおよび取付けをするときは「乗降板着脱方法」を遵守すること。
- ・機械室へ入る場合あるいは動く歩道を停止して作業を行うときは、必ず主電源を遮断しNFB ロックをかけること。

◎トラス内で作業する場合は、以下の事項を確実に実施してください。

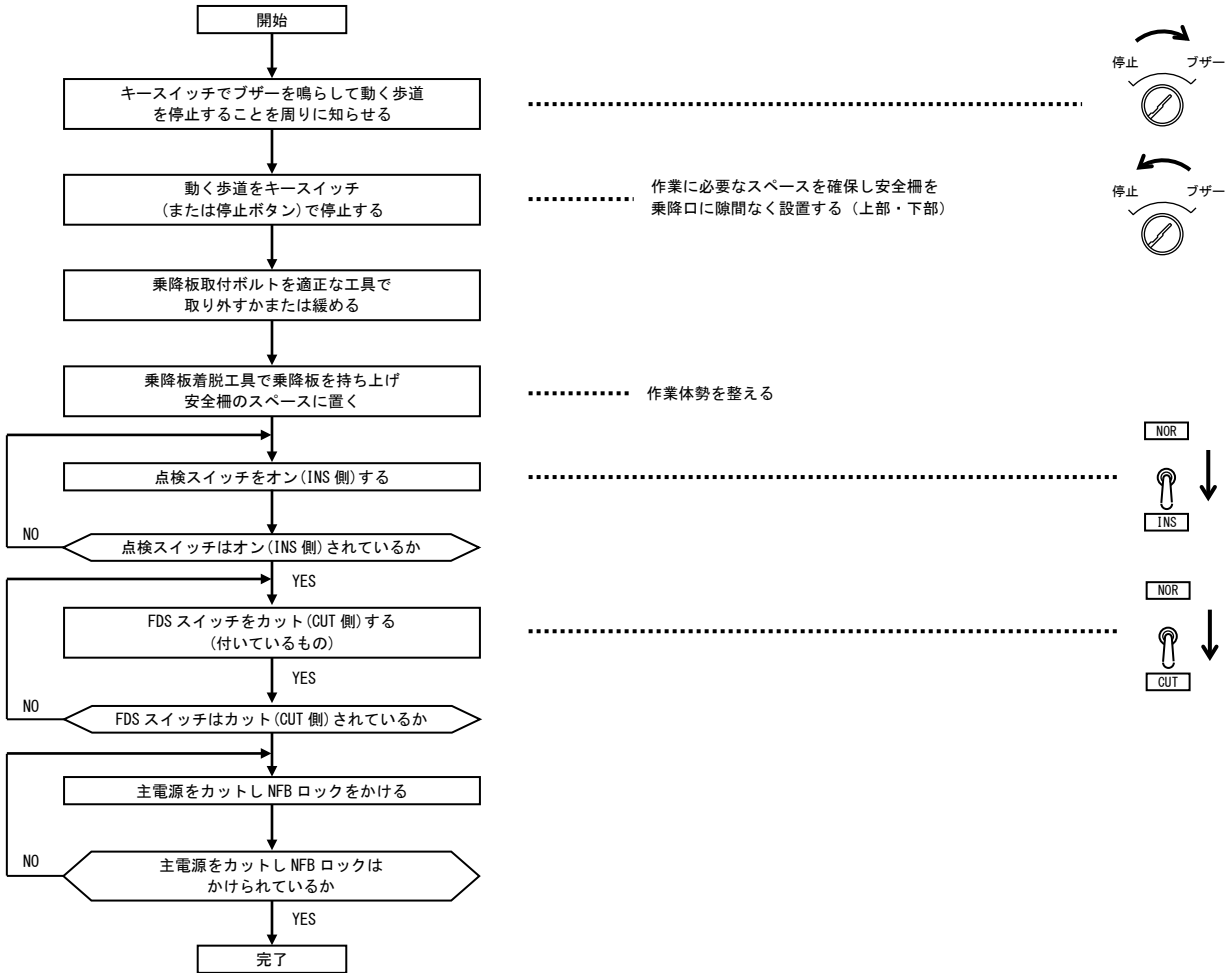
- ・踏板着脱作業をする場合は、「踏板着脱方法」を遵守すること。
- ・トラス内作業時は適正な照明を確保すること。
- ・トラス内作業は指名された者以外は行わないこと。なお、必ず主電源を遮断すること。

◎装置保護のため、寸動運転を連続で行わないでください。

なお、「寸動運転を連続」とは数 10mm の上昇または下降運転を 10 回程度続けることを示します。

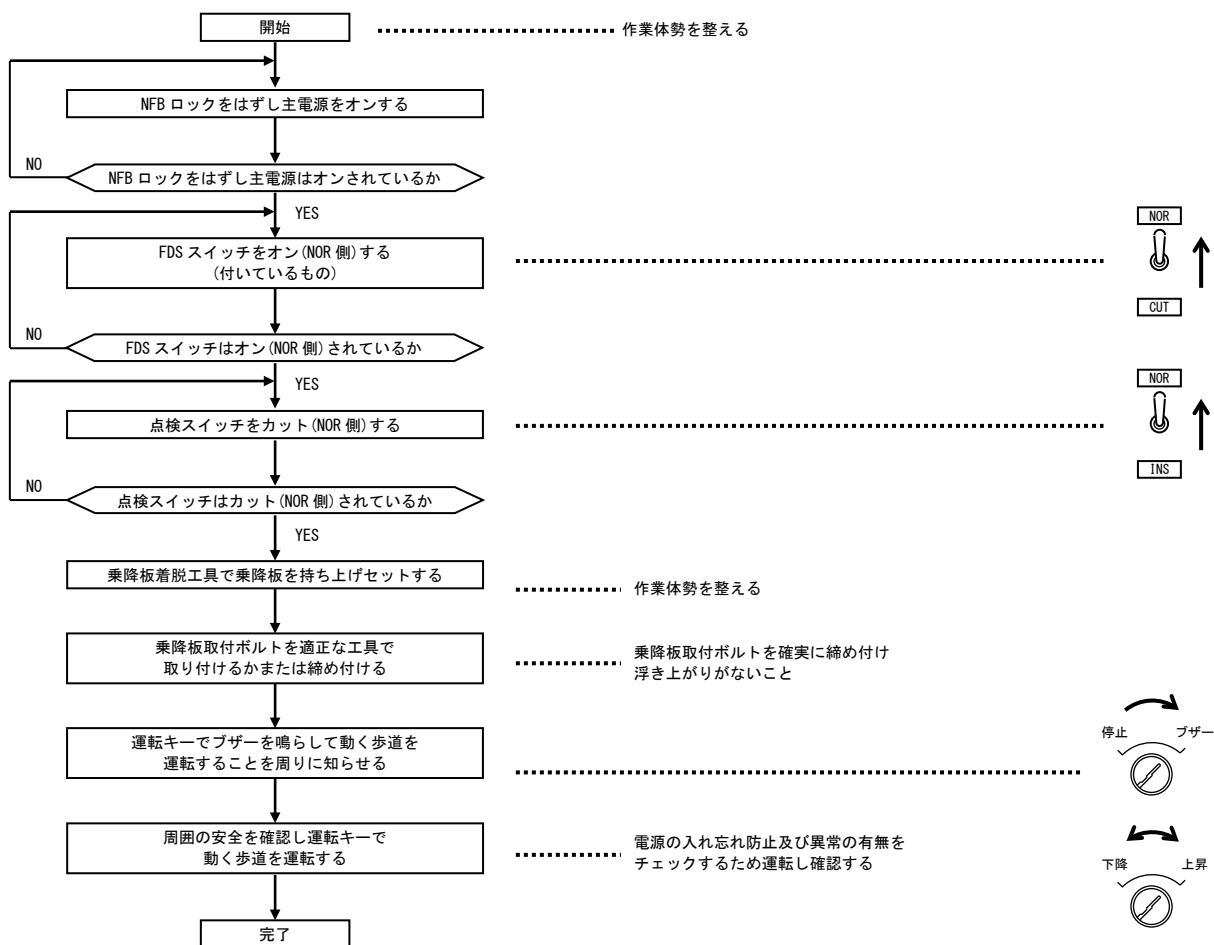
3-4 乗降板着脱方法

◎乗降板取外し



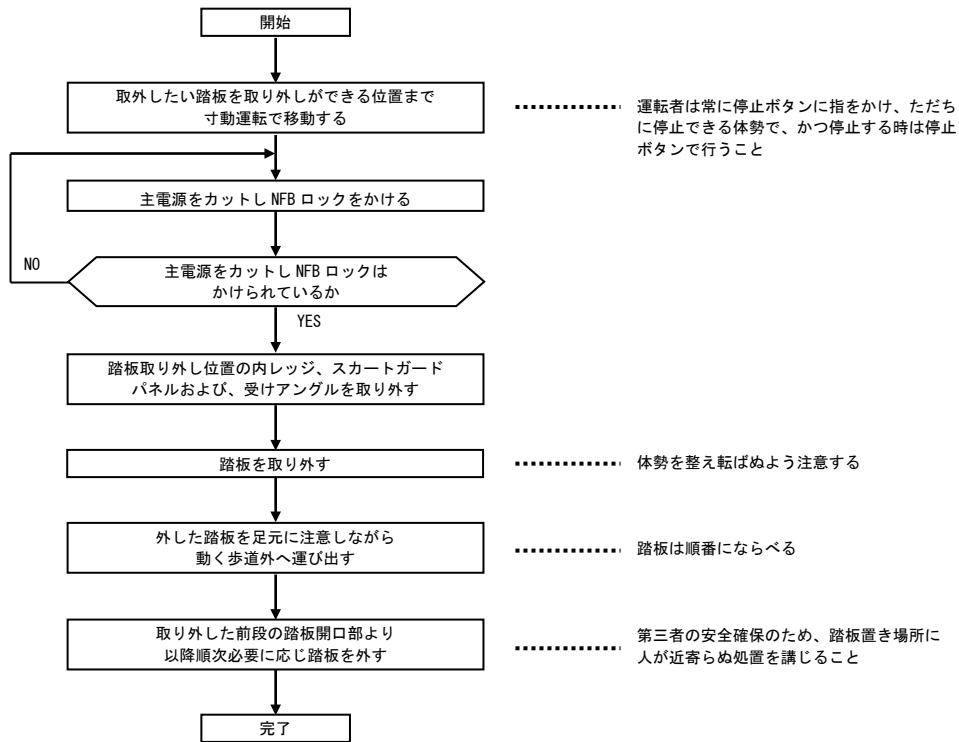
3. 保守・点検の留意事項

◎乗降板取付け



3-5 踏板着脱方法

◎踏板取外し



3. 保守・点検の留意事項

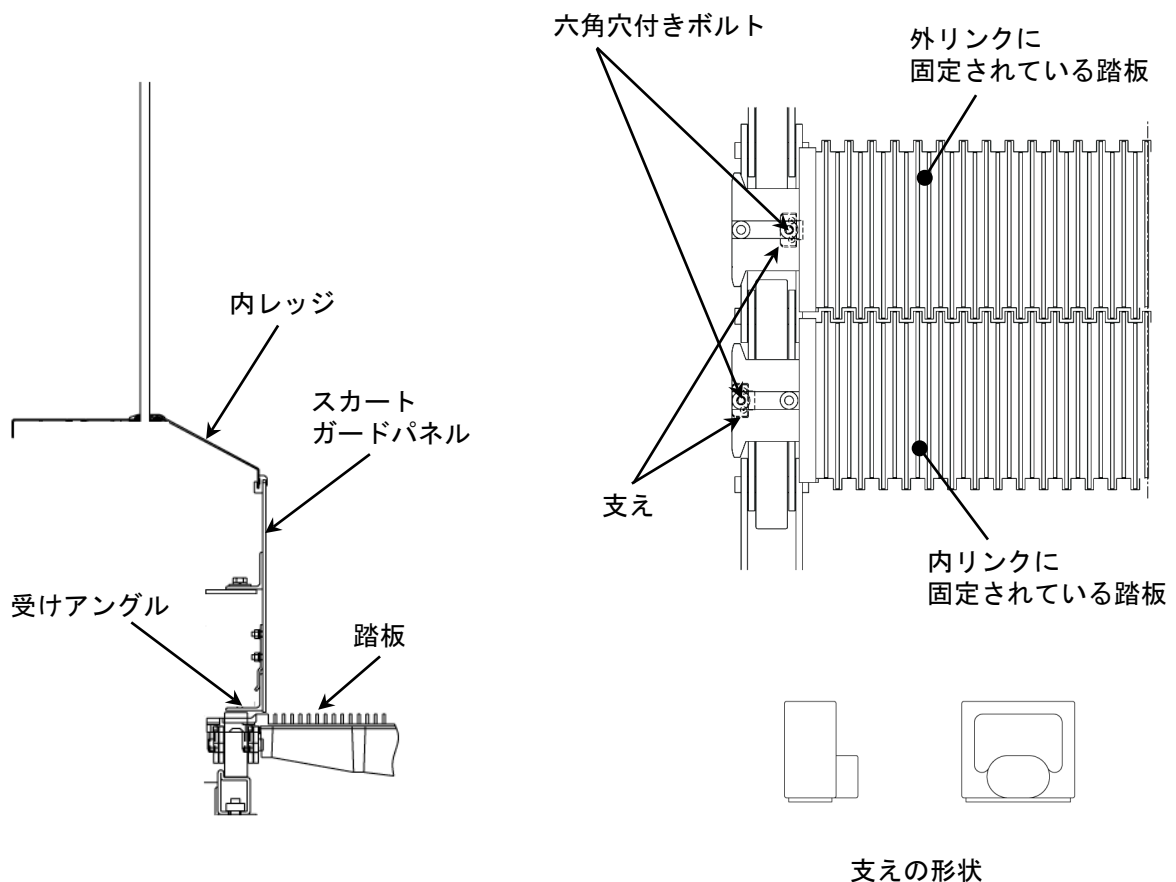
◎踏板取外し（詳細）

踏板の取外し作業は、くしから数メートルの区間の部分（水平部）で行います。反転部での取外し作業はしないでください。

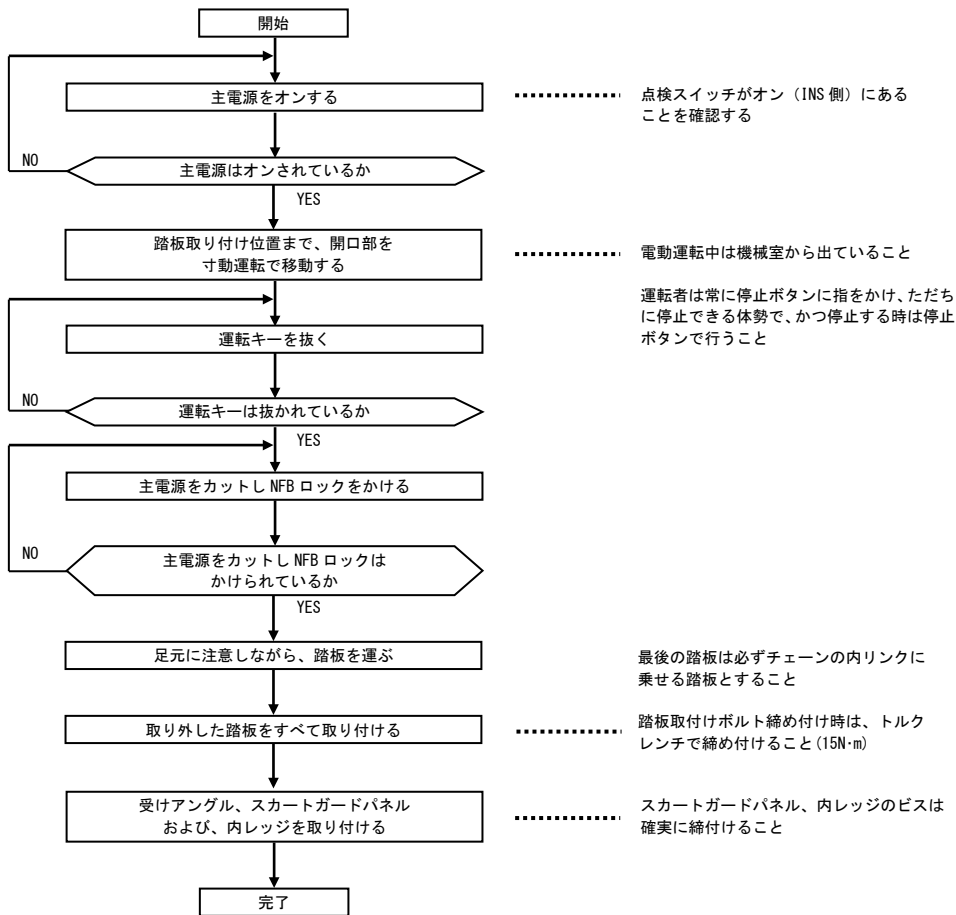
1. 取外す踏板をくしから1枚目のスカート間に移動する。
2. 主電源をカットする。
3. くし付近の内レッジを左右とも取外す。
4. 取外した内レッジ部分のスカートガードパネル、スカートガード受けアングルを左右とも取外す。
5. 六角レンチで、踏板左右の六角穴付きボルトを取外す。取外したボルトは接着剤付きのため再利用しないこと。
6. 踏板を外す。このとき支えをトラス内に落とさないように注意すること。
7. 必要に応じて手順5～6を繰り返し踏板を取外す。

※ 取外した踏板が踏板チェーンの外リンクに固定されていた場合は、前後どちらかの踏板も取外すこと。

最後の踏板が外リンクの場合は、支えの取付けができないため。



◎踏板取付け

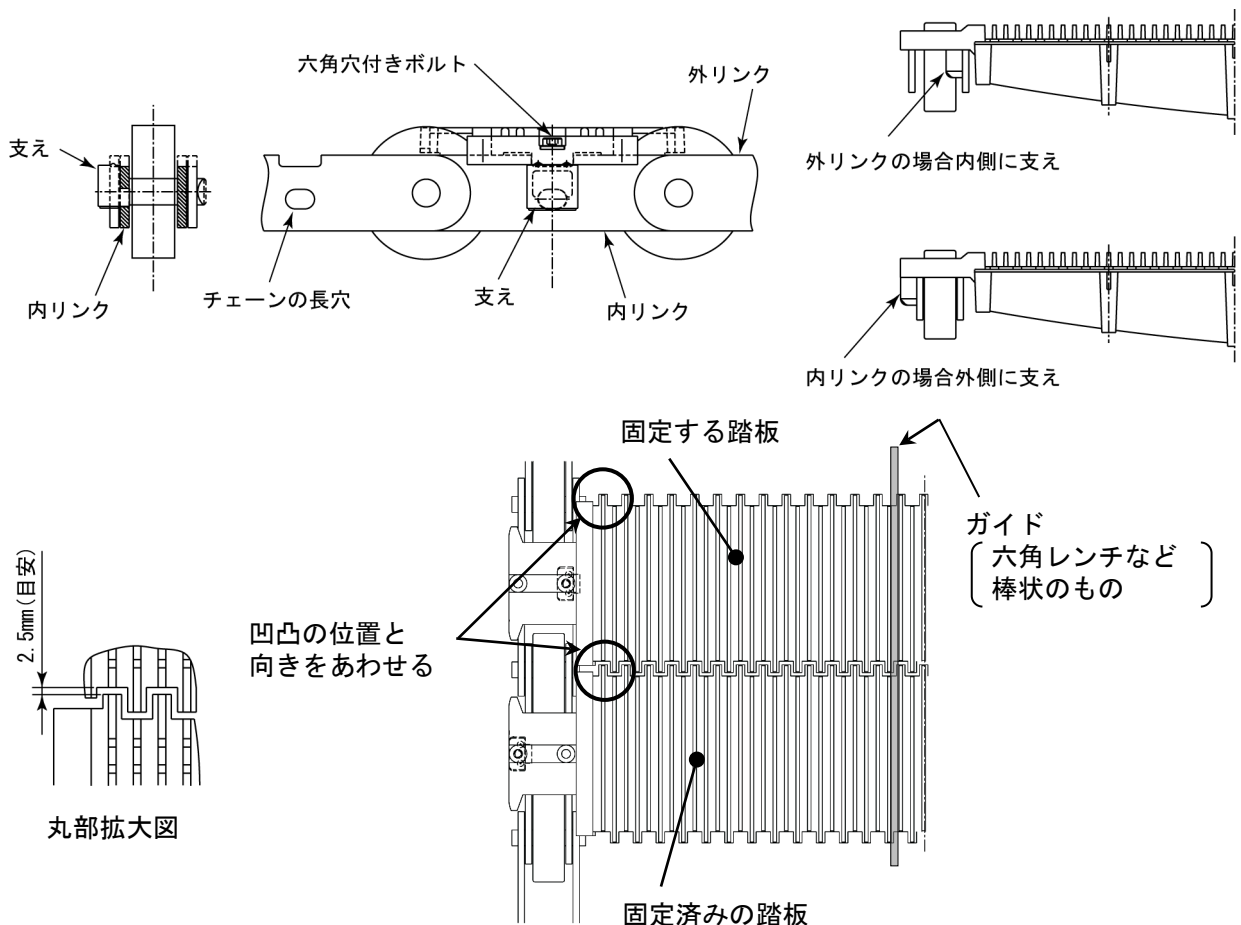


3. 保守・点検の留意事項

◎踏板取付け（詳細）



踏板の取付け作業は、くしから数メートルの区間の部分（水平部）で行います。内レッジ、スカートガードパネル、受けアングルがすでに外れている場合は、手順 2～3 の作業は不要です。

1. 点検運転でくしから 1 枚目のスカート間に開口部を合せ、主電源をカットする。
2. くし付近の内レッジを左右とも取外す。
3. 取外した内レッジ部分のスカートガードパネル、受けアングルを左右とも取外す。
4. 踏板を左右の踏板チェーンの切欠き部分に合わせて、踏板チェーンに乗せる。踏板には方向があるので、全段数同じ方向にすること。
5. 踏板の片側を軽く浮かせ、片側の踏板チェーン中心部の長穴に支えを入れる。
踏板を乗せるチェーンが外リンクの場合はチェーンの内側に、内リンクの場合はチェーンの外側に支えを付ける。（1 枚当たり左右 1 ヶ所）
6. 踏板を固定用六角穴付きボルトで仮固定する。六角穴付きボルトは未使用品を使用すること。
7. 反対側も支えを入れ、仮固定する。
8. 踏板的の通り芯を合わせるため、ガイド（六角レンチなど棒状のもの）を踏板的の溝に差し込む。
9. 踏板的間の隙間を確認し、左右の六角穴付きボルトを支えがずれないように手で押さえながら、トルクレンチで締め付ける。初期の踏板的隙間は 2.5mm、締め付けトルク値は 15N・m である。
10. 必要に応じて手順 4～8 を繰り返し、全ての踏板的を取付ける。最後に取付ける踏板的は、必ずチェーンの内リンクに乗せる踏板的にすること。
11. スカートガード受けアングル、スカートガードパネル、内レッジを取付ける。

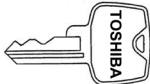
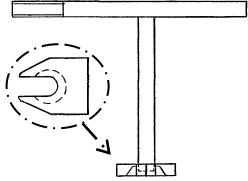
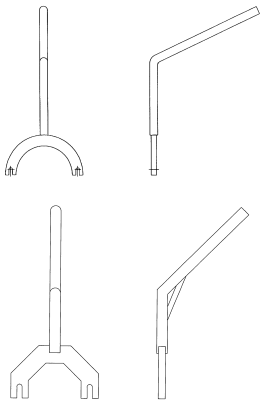
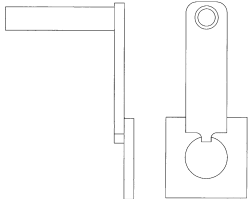


4.保守・点検用具(治具・工具)および保守・点検装置

4-1 保守・点検用具



 危険	
 指示	<p>保守・点検するための専用用具（治具・工具）は、常時使用できるように適切に保管してください。</p> <p>保守点検用具（治具・工具）を適切に保管しないと、重大な事故の原因となります。</p>

保守点検に使用する専用用具（治具・工具）は以下の通りです。緊急時の使用および、保守時の作業安全のために定期的に機能点検を実施してください。

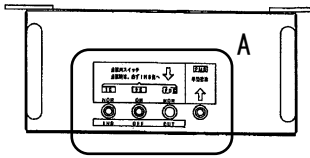
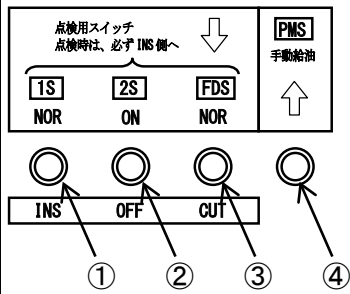
対象者	用具（治具・工具）名・用途	外形
管理者	操作キー 動く歩道を運転するときに使用します。	
専門技術者	乗降板着脱工具 乗降板を取外すとき、または取付けるときに使用します。	 先端が爪状になっています
専門技術者	ブレーキ開放レバー ブレーキを手動で開放するときに使用します。	
専門技術者	手巻きハンドル 踏板を手動で運転させるとき、ブレーキ開放工具と併用して使用します。	

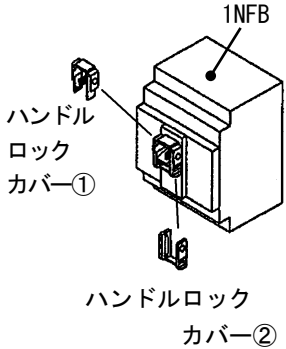
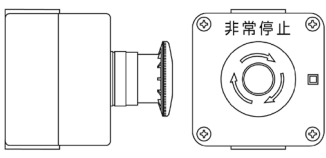
4. 保守・点検用具（治具・工具）および保守・点検装置

4-2 保守・点検に使用する装置およびスイッチ

 危険	
 禁止	<p>主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。</p> <p>主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。</p>

保守・点検に使用するスイッチ、その他装置類の機能は以下の通りです。


装置名	外形
<p>制御盤操作スイッチ（駆動側機械室の制御盤上に設置）</p> <p>点検するときなどに使用するスイッチです。</p> <p>① [点検スイッチ (1S)] (NOR/INS) 動く歩道を点検運転にするスイッチです。 操作盤の←/→キースイッチを、←または→側にまわしている間のみ運転します。 手を離せば動く歩道は停止します。</p> <p>② [自動給油スイッチ (2S)] (ON/OFF) 自動給油機能の有効/無効切換えスイッチです。 OFF にすると自動給油機能および手動給油機能が無効になります。</p> <p>③ [故障信号カットスイッチ (FDS)] (NOR/CUT) 監視盤への故障信号などの接点支給がある場合、点検作業などによる不必要な故障信号の発報を阻止するスイッチです。</p> <p>④ [手動給油スイッチ (PMS)] (ON/OFF) 手動で給油したい場合に使用します。 「自動給油スイッチ (2S)」がONの時に本スイッチを矢印の方向に倒すと、スイッチを倒している間給油ができます。 手を離せば給油は停止します。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>A部拡大図</p>  </div>

装置名	外形
<p><u>NFB ロック装置（駆動側機械室の主電源 NFB に設置）</u></p> <p>駆動側機械室内の主電源 NFB（1NFB）に装備されています。 機械室内の点検作業時など、誤って 1NFB を投入させないようにする装置です。</p> <p>ハンドルロックカバー①②で 1NFB のレバーをはさむようにして固定します。</p>	
<p><u>ピット安全スイッチ（従動側機械室に設置）</u></p> <p>主に従動側機械室で作業をするときなどに使用するスイッチです。 全ての運転ができないようにするスイッチで、安全回路の一つです。</p> <p>赤色のボタンを押すと、動く歩道は運転できなくなります。 ボタンを矢印の方向に回すと、スイッチは復帰します。</p>	

5. 保守・点検用具・装置の使用方法

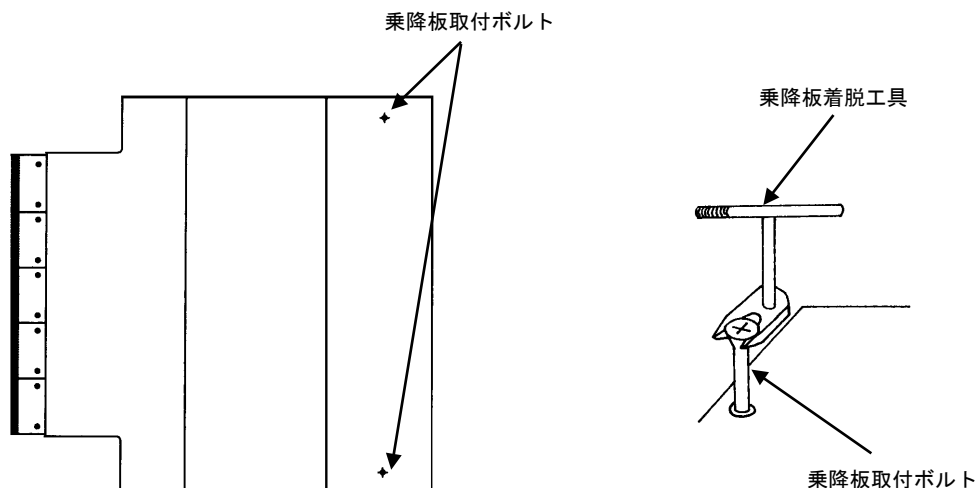
保守・点検用具および装置などで、特に説明を要するものについて説明します。

5-1 乗降板着脱工具の使用方法

! 危険	
 指示	乗降板を着脱する場合は、安定した体勢で足が滑らないようにしてください。 機械室に転落し、重大な事故の原因となります。 乗降板を機械室に落とし、機器の破損の原因となります。

駆動側・従動側の乗降板の着脱に使用します。乗降板の着脱手順については「3-4 乗降板着脱方法」を参照してください。

- ①乗降板上の左右にある乗降板取付ボルトを、プラスドライバーを使用し緩めます。
(乗降板取付ボルトは、完全に取外せません)
- ②緩めたボルトに工具の先端部を引っ掛け、乗降板を引き上げてください。
- ③点検終了後は逆の手順で乗降板を元に戻します。ボルトはしっかりと締付けてください。



5-2 ブレーキ開放レバーの使用方法

危険

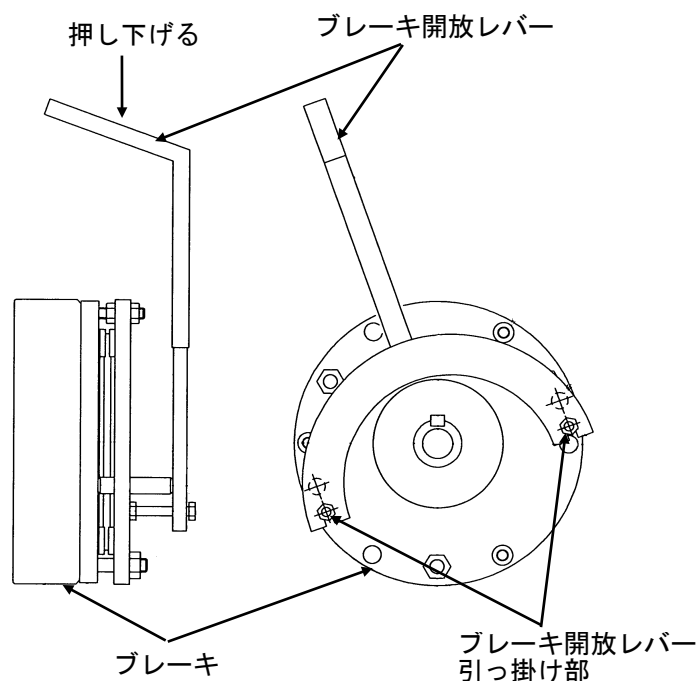
指示

ブレーキを開放する場合は、主電源を遮断し、安定した体勢で足が滑らないようにしてください。

主電源を遮断しないと、重大な事故の原因となります。

ブレーキを手動で開放する場合に使用します。

- ①主電源を遮断し、NFB ロックを掛けたことを確認する。
- ②減速機の反負荷軸（ブレーキ軸）のカバーを外す。
- ③下図のように開放レバーを所定の位置に取付ける。
- ④レバーを押し下げるとブレーキが開放される。



※ 角ばった形状のブレーキ開放レバーも、同じ要領で使用します。

6. 定期検査

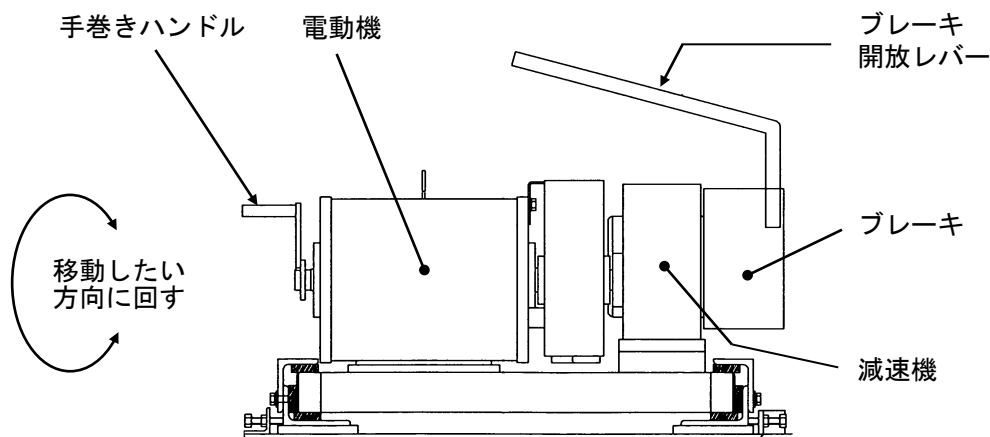
5-3 手巻きハンドルの使用方法

⚠ 危険	
! 指示	手巻き運転をする場合は、主電源を遮断し、安定した体勢で足が滑らないようにしてください。 主電源を遮断しないと、重大な事故の原因となります。

動く歩道を手動で運転する場合に使用します。

ブレーキ開放レバーの使用方法は「5-2 ブレーキ開放レバーの使用方法」を参照してください。

- ①ブレーキ開放レバーが取り付けられていることを確認する。
- ②電動機の反負荷軸に手巻きハンドルを差込む。
- ③ブレーキを開放し、移動したい方向に回転させる。
- ④移動が完了したら、手巻きハンドルを確実に電動機の反負荷軸から取外す。



6. 定期検査

・定期検査および報告実施にあたっては、「平成20年国土交通省告示第283号」（改正内容を含む）、「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書」および日本産業規格JIS A4302「昇降機の検査標準」（最新版）に基づき実施してください。

・定期検査実施者は、弊社技術情報に従い判定願います。



なお、技術情報は弊社ホームページ（下記URL）に開示しています。



<https://www.toshiba-elevator.co.jp/>



7. 保守・点検に関する事項

- ・昇降機の正常な運行を維持するために製品として特有の保守・点検に関する方法や基準を記載しています。
本内容を参考に保守作業を確実にを行い、常に適切な状態に維持してください。
- ・特に記されていない保守・点検の項目および点検周期については、「建築保全業務共通仕様書及び同解説」を目安としてください。

7-1 減速機・ブレーキ

 危険	
 禁止	<p>主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。</p> <p>主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。</p>

 警告	
 指示	<p>油漏れがある場合は、ブレーキへの油付着、またはベアリング異常の可能性があるため、点検を実施してください。</p> <p>ブレーキスリップ、電動機の焼付きなどにより、けが・故障の原因となります。</p>

 警告	
 指示	<p>油類は弊社指定品を使用してください。</p> <p>電動機の焼付きなどにより、けが・故障の原因となります。</p>

(1) 減速機

以下の項目を確認します。

- ・運転中の異音および異常振動
- ・ギヤオイルの汚れおよび量、ギヤケースからの油漏れ

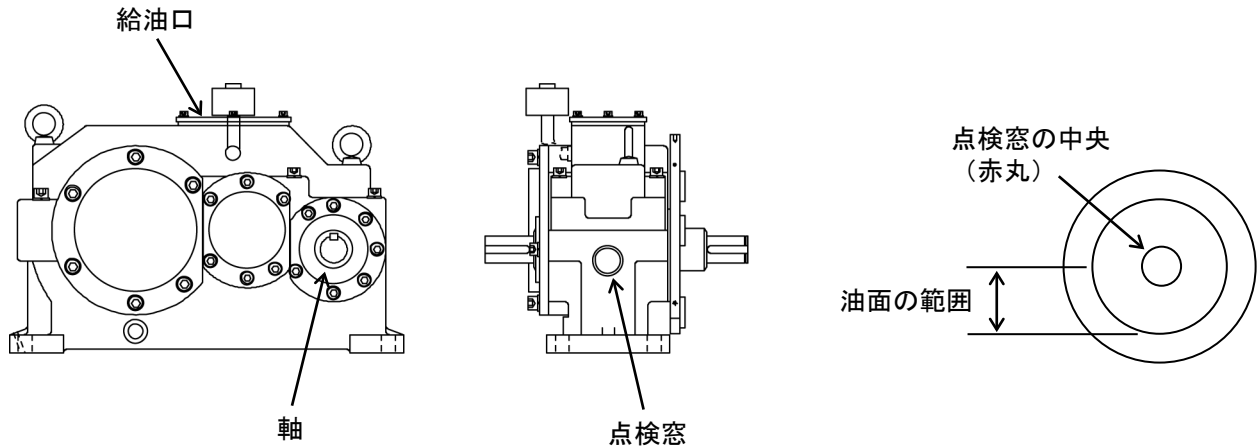
7. 保守・点検に関する事項

(2) ギヤオイル

- ・減速機の軸・給油口・点検窓などから油漏れがないことを確認します。

【判定基準】

- ・減速機側面の点検窓で油量を確認し、油面が窓の中央より下の範囲内に入っていること。





(3) ブレーキ

以下の項目を確認します。

- ・ブレーキの作動状態
- ・摩擦板とブレーキディスク・ライニングのギャップ
- ・制動距離（ブレーキスリップ）

7-2 駆動装置

⚠ 危険	
 禁止	<p>主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。</p> <p>主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。</p>

⚠ 警告	
 指示	<p>油類は弊社指定品を使用してください。</p> <p>電動機の焼付きなどにより、けが・故障の原因となります。</p>

(1) 駆動装置

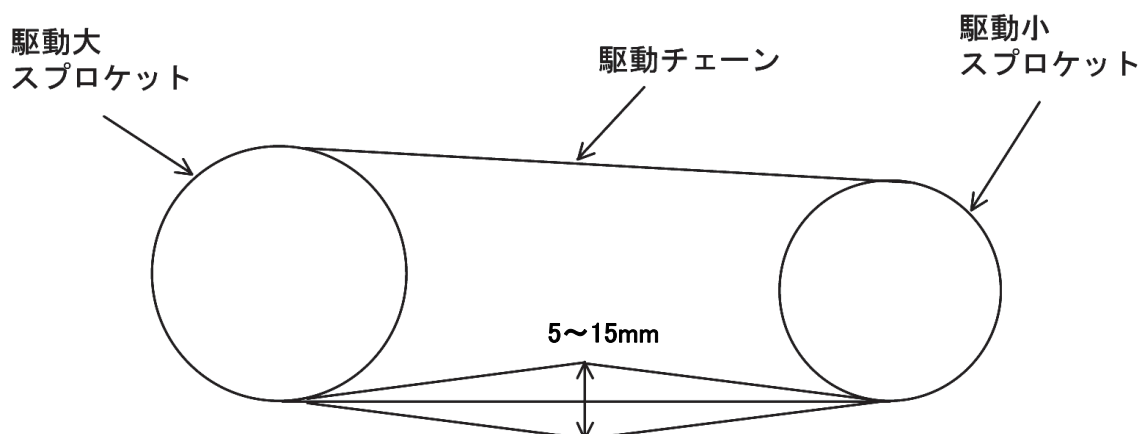
◎ 駆動チェーン

以下の項目を確認します。

- ・チェーンの発錆および給油状態
- ・チェーンの汚れ、伸び量およびチェーン部からの異音

【判定基準】

- ・駆動装置側に運転させたのち、下側のチェーン中央をたわませたとき、チェーンの振れ幅が5～15mmであること。



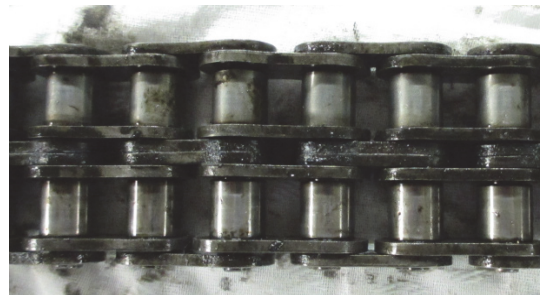
7. 保守・点検に関する事項

【判定基準】

- ・チェーン表面に付着物、発錆がなく、チェーン全体に潤滑油が行き渡っていること。
- ・チェーン表面の付着物は、ウエス、刷毛等で除去（ただし、ステンレス等の硬いブラシは使用不可）、除去できないほどの付着物があるときは、チェーンを交換すること。



チェーン表面を覆うへドロ状の付着物がある場合は、潤滑油が行き渡っていない状態のため付着物を除去する



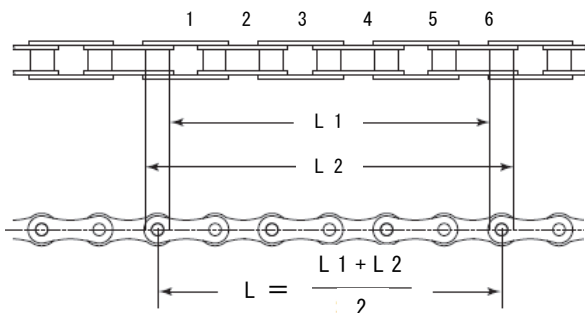
チェーンの表面が多少の黒っぽい汚れが含まれる程度は、潤滑油が行き渡っている状態

【判定基準】

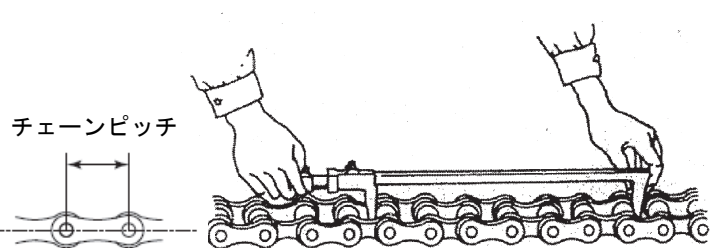
- ・手巻きで動く歩道を動かし、測定しようとする部分のチェーンをある程度張った状態のとき、チェーンの伸び量が1.0%以内であること。またチェーンの伸び量が、使用限界値1.0%を超える前にチェーンを交換する。

- (1) 測定に際しては、測定誤差を少なくするために、6～10 リンクの長さをノギスで測定する。
- (2) 測定するリンク数のローラ間の内側 (L1) と外側 (L2) を測定し、測定寸法 (L) を求める。
- (3) 測定寸法 (L) が、下記表の 1.0%伸び長さ以内であること。

(例：6 リンクを測定する場合)



ノギスで6 リンクを測定している図



(mm)

チェーン番号	JIS 40	JIS 50	JIS 60	JIS 80	JIS 100	JIS 120	JIS 140	JIS 160
チェーンピッチ	12.70	15.875	19.05	25.40	31.75	38.10	44.45	50.80
6 リンクの測定の時	基準長さ	76.20	95.25	114.30	152.40	190.50	228.60	304.80
	1.0%伸び長さ	76.96	96.20	115.44	153.92	192.40	230.88	307.84
10 リンクの測定の時	基準長さ	127.00	158.75	190.50	254.00	317.50	381.00	508.00
	1.0%伸び長さ	128.27	160.33	192.40	256.54	320.67	384.81	513.08

※計算式 チェーン伸び量 = $\frac{\text{測定寸法} - \text{基準長さ}}{\text{基準長さ}} \times 100 (\%)$

基準長さ = チェーンピッチ × リンク数

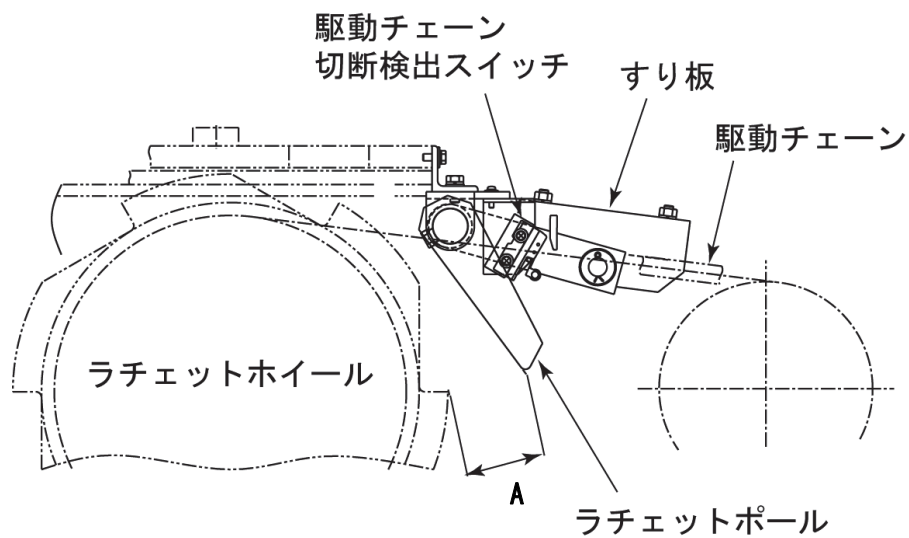
◎駆動チェーン切断検出スイッチ

以下の項目を確認します。

- ・検出スイッチの動作位置および取付状態
- ・ラチェットポール、レバーなどの装置の取付状態

【判定基準】

- ・ラチェットポールとラチェットホイールの隙間 A が 68～72mm であること。
- ・ラチェットポールとラチェットホイールの隙間 A が 9～11mm のときにスイッチが作動すること。
スイッチの動作確認は、すり板を外して行う。なお、確認後はすり板を元に戻すこと。



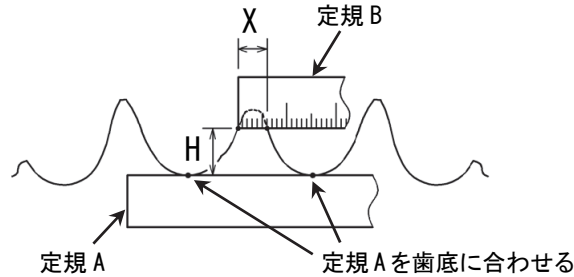
7. 保守・点検に関する事項

◎駆動チェーン用sprocket

以下の項目を確認します。

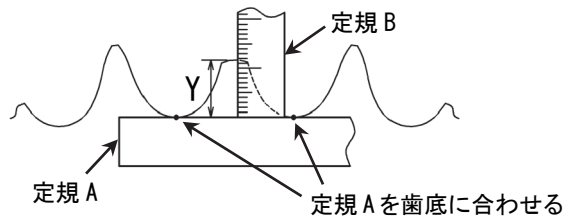
1. X寸法（歯の厚み）の確認方法

- 1) 歯の両側の歯底に、定規 A を当てる（歯底と一致させる）。
- 2) 定規 A から Hmm の位置に目印を付ける。
- 3) 目印に定規 B を合わせて X 寸法（歯の厚み）を測定する。



2. Y寸法（歯先までの高さ）の確認方法

- 1) 歯の両側の歯底に、定規 A を当てる（歯底と一致させる）。
- 2) 定規 B を、定規 A（歯底基準位置）に直角に当て、Y 寸法（歯先までの高さ）を測定する。

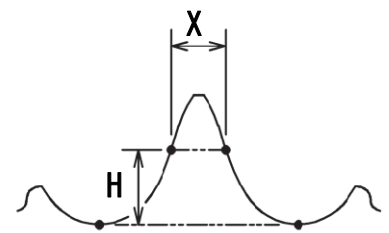


【判定基準】

1. H 寸法の位置で測定した X 寸法が下表の数値以上であること。

(mm)

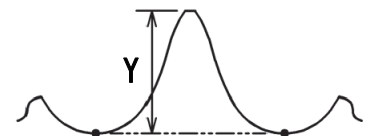
チェーンサイズ	X 寸法	H 寸法	
		駆動輪側sprocketの場合	減速機側sprocketの場合
JIS 80	5	10	9
JIS 100	7	12	10
JIS 120	9	13	12
JIS 160	13	17	16



2. Y 寸法が下表の数値以上であること。

(mm)

チェーンサイズ	Y 寸法
JIS 80	13
JIS 100	16
JIS 120	20
JIS 160	26



(2) 移動手すり駆動装置

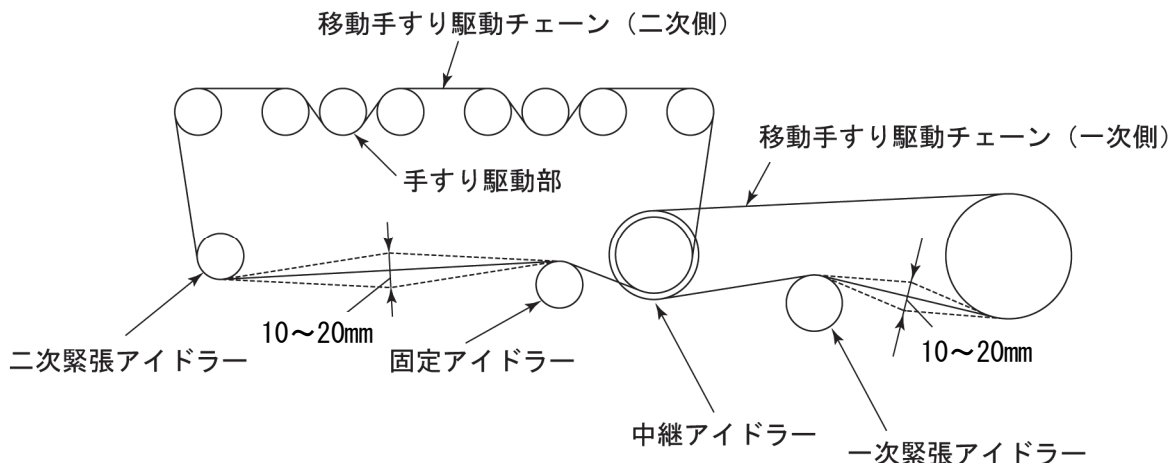
以下の項目を確認します。

- ・ 移動手すり駆動輪および押付けローラーの変形・異常磨耗
- ・ 案内ローラーの異音および動作
- ・ 移動手すり駆動チェーンの発錆および給油状態
- ・ 移動手すり駆動チェーンの張力

◎移動手すり駆動チェーン

【判定基準】

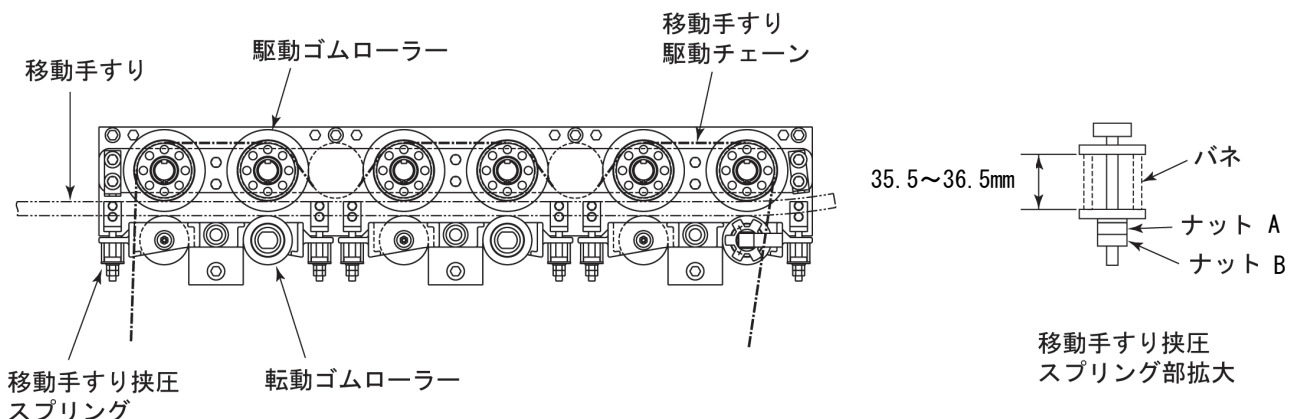
- ・ 駆動側機械室方向に運転させたのち、移動手すり駆動チェーン（一次側、二次側）の中央部をたわませたとき、チェーンの振れ幅が10～20mmであること。
- ・ 調整する場合は緊張アイドラで調整します。




◎移動手すり挟圧スプリング

【判定基準】

- ・ 転動ゴムローラー部分の移動手すり挟圧スプリングのバネ寸法が35.5～36.5mmであること。
- ・ 調整する場合はナットA、Bで調整します。



7-3 機械室

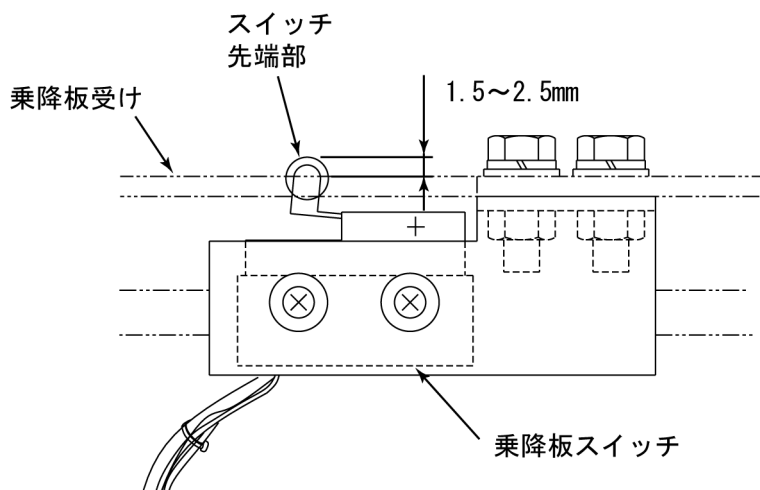
⚠ 危険	
 禁止	<p>主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。</p> <p>主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。</p>

(1) 乗降板スイッチ<駆動側・従動側機械室>

- ・検出スイッチの動作および取付状態を確認します。

【判定基準】

- ・スイッチ先端部が、乗降板受けより1.5~2.5mm持ち上がったとき、乗降板スイッチが動作すること。



(2) 従動装置<従動側機械室>

以下の項目を確認します。

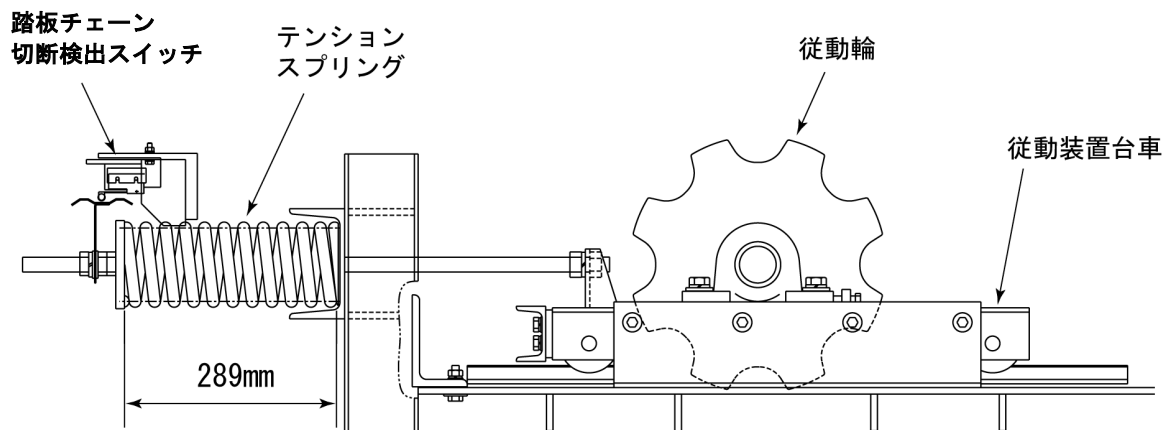
- ・ 駆動輪・従動輪の異常音および取付状態
- ・ 駆動輪・従動輪の軸受の給油状態
- ・ 踏板チェーン切断検出装置の動作および取付状態

◎従動装置テンションスプリング

従動装置テンションスプリングは正しい寸法にセットされているか確認します。

【判定基準】

- ・ 従動装置のテンションスプリング長が289mmであること。

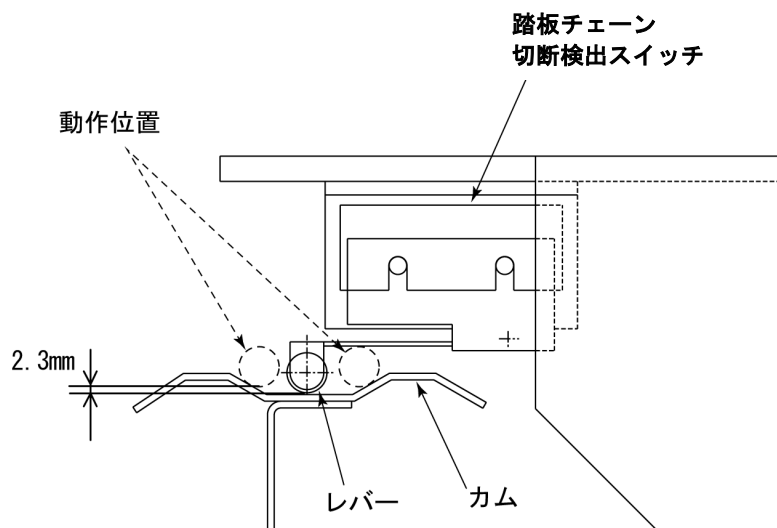


◎踏板チェーン切断検出スイッチ

検出スイッチの動作および取付状態を確認します。

【判定基準】

- ・ レバーがカムを中心にあること、また接していること（ジャストタッチ）。
- ・ 踏板チェーン切断検出スイッチのレバーが、2.3mm持ち上げられたときにスイッチが動作すること。



7. 保守・点検に関する事項

(3) 踏板欠落検知装置<駆動側・従動側機械室>

- ・ 検出スイッチの動作位置および取付状態を確認します。

【判定基準】

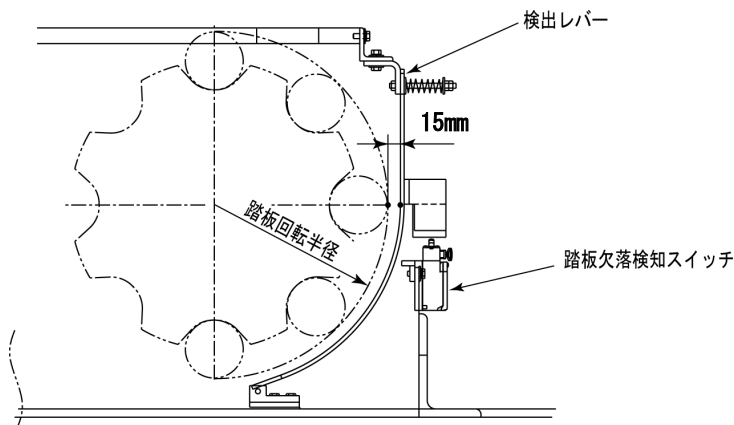
- ・ 検出レバーと踏板回転半径の間隔が下表の値であること。
- ・ 検出レバーを手で動作させたとき、踏板欠落検知スイッチが動作すること。

(mm)

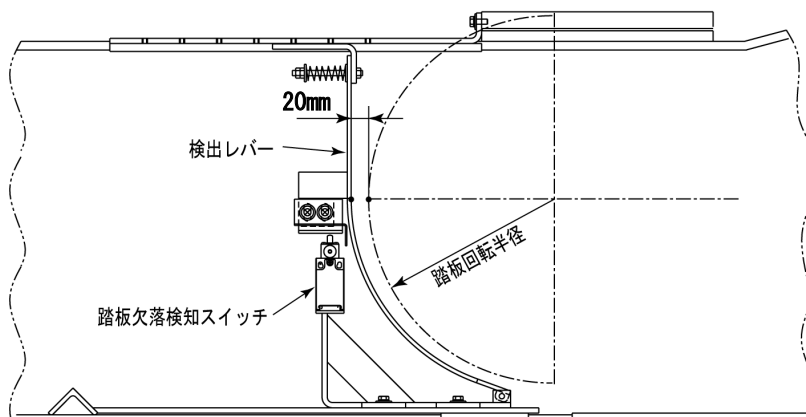
	検出レバーと踏板回転半径の間隔	
	水平タイプ	傾斜タイプ
駆動側	15	15
従動側	20	15

水平タイプの場合

駆動側

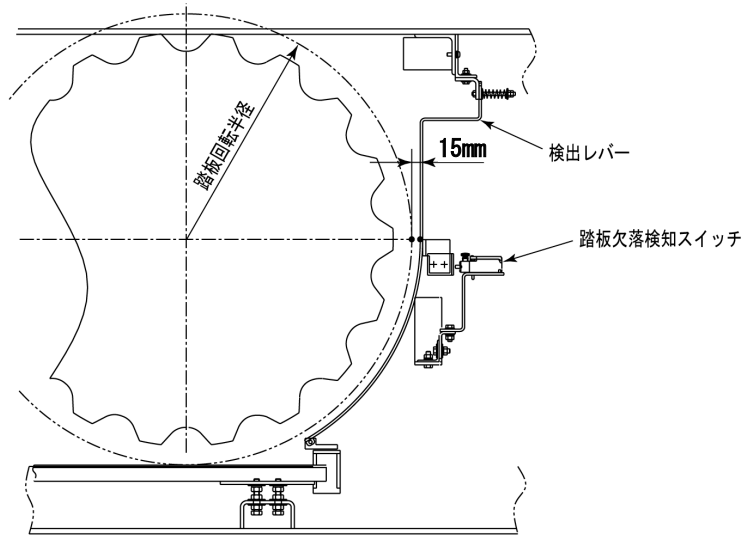


従動側

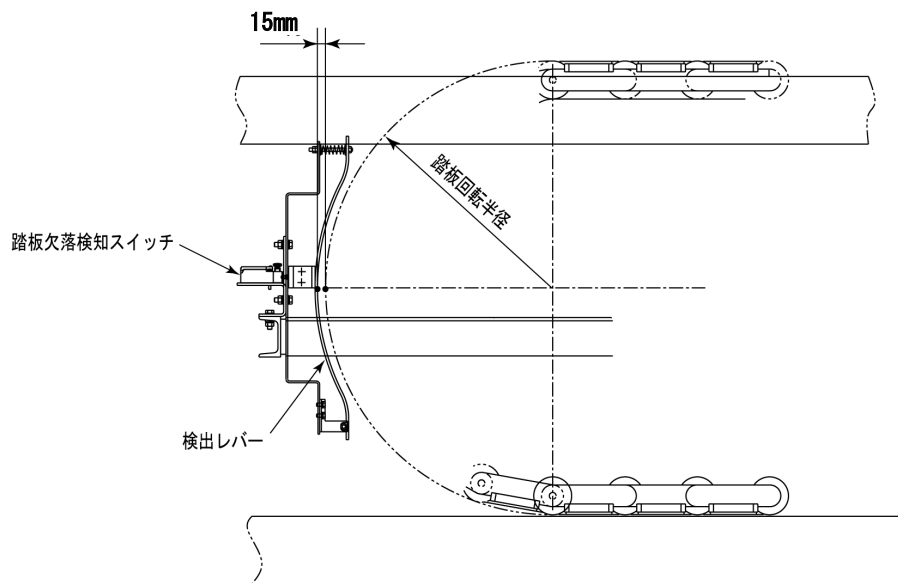


傾斜タイプの場合

駆動側



従動側



7. 保守・点検に関する事項

7-4 移動手すり

(1) 移動手すり

以下の項目を確認します。

- ・移動手すりの張力および状態（振動、発熱）
- ・移動手すりに進み遅れはないか

【判定基準】

- ・駆動側機械室方向に運転中に、従動側機械室側の移動手すり水平部を下表の荷重Pで運転方向と逆の方向に牽引しても、移動手すりが停止しないこと。

機長 (m)	牽引荷重 P (N)
30 以下	500 以上
30 超～75 以下	750 以上

危険



指示

移動手すり入り込み口を点検するときは、運転を停止してください。

運転を停止せずに移動手すり入り込み口を点検すると、重大な事故の原因となります。

(2) 移動手すり入り込み口安全装置

- ・動作位置および取付状態を確認します。

【判定基準】

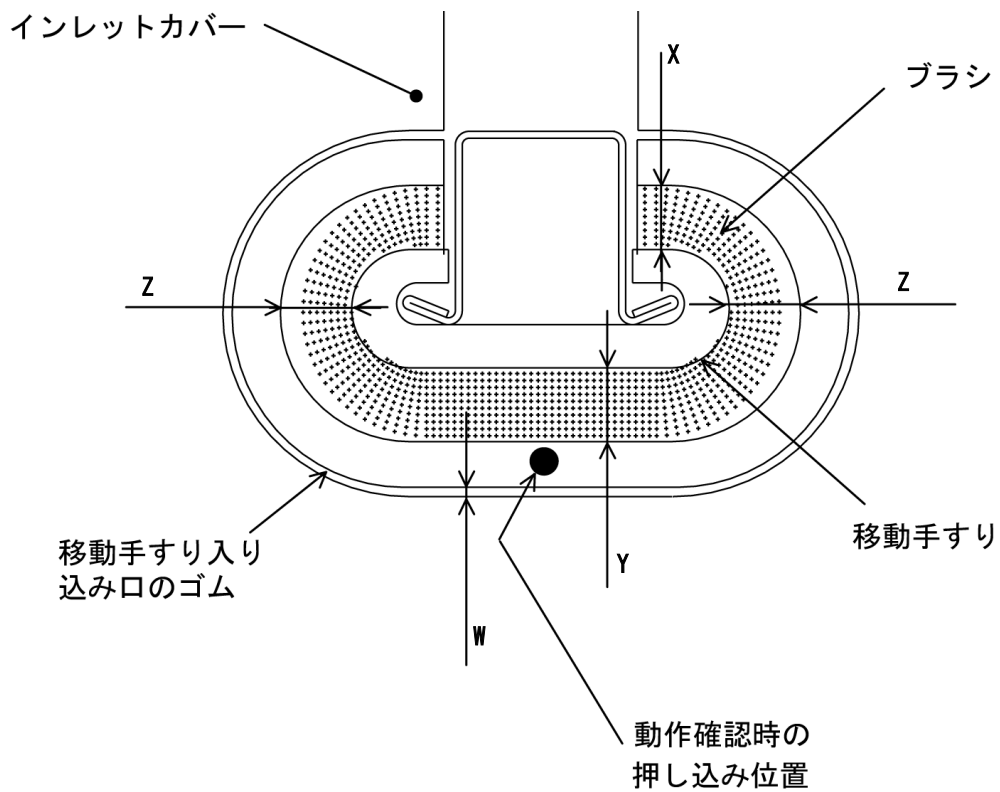
- ・移動手すり入り込み口のゴムを押し込み荷重Pで、押し込み量Aまで押し込んだとき、移動手すり入り込み口安全装置のスイッチが動作すること。

押し込み荷重 P (N)	押し込み量 A (mm)
20～40	3～5


- ・ 移動手すり入り込み口（出口側）のゴムとインレットカバーの隙間、移動手すり入り込み口（出口側）のゴムと移動手すりの隙間が下表の値であること。

(mm)

移動手すり入り込み口のゴム とインレットカバーの隙間 W(全周)	移動手すり入り込み口のゴム と移動手すり間の隙間		
	上 X	下 Y	左右 Z
2	14	16	15.5



7-5 中間部

⚠ 危険	
 禁止	<p>主電源が入った状態では、機械室またはトラス内に立ち入らないでください。</p> <p>主電源を切らずに機械室またはトラス内に立ち入ると、重大な事故の原因となります。</p>

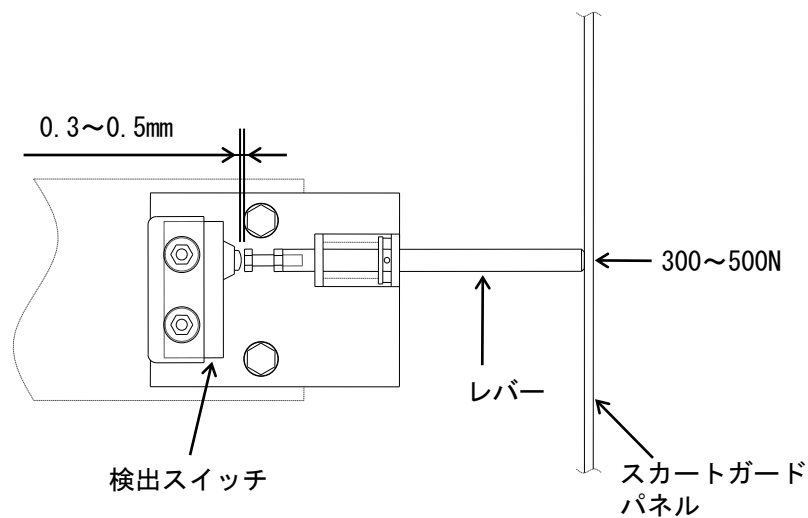
(1) スカートガードパネル

◎スカートガードパネル安全装置

検出スイッチの動作位置および取付状態を確認します。

【判定基準】

- ・ 検出スイッチの取付している箇所のスカートガードパネルを 300~500N の荷重で押したとき、検出スイッチが動作すること。
- ・ スカートガードパネルが押されていないとき、検出スイッチとレバー先端のボルトの隙間が 0.3~0.5mm であること。



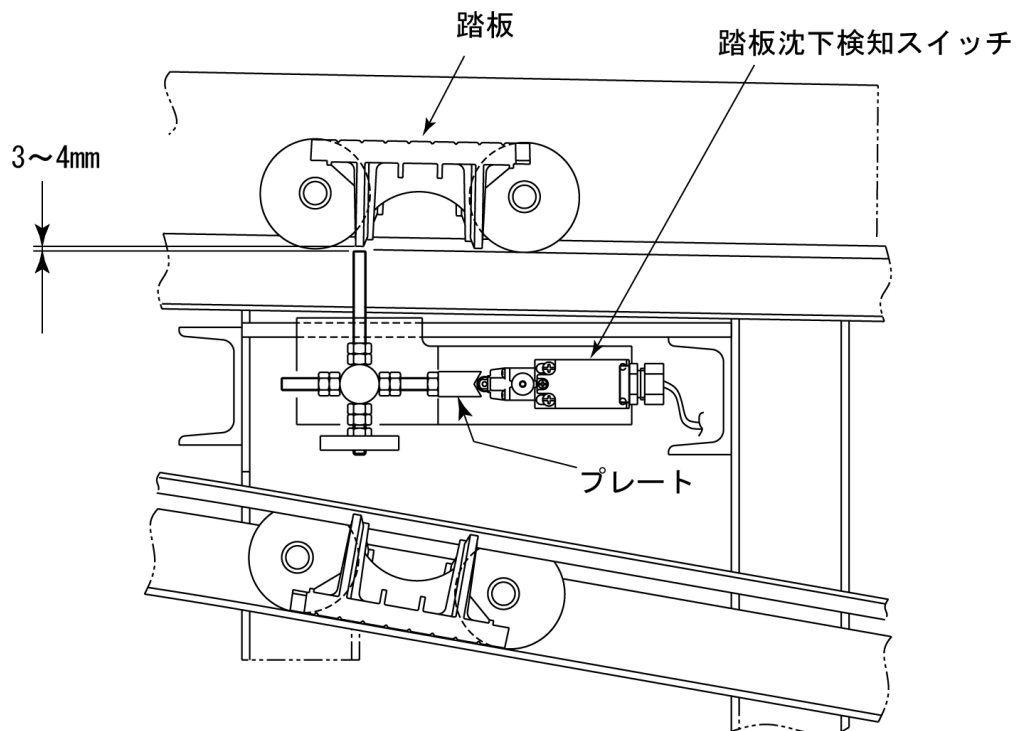
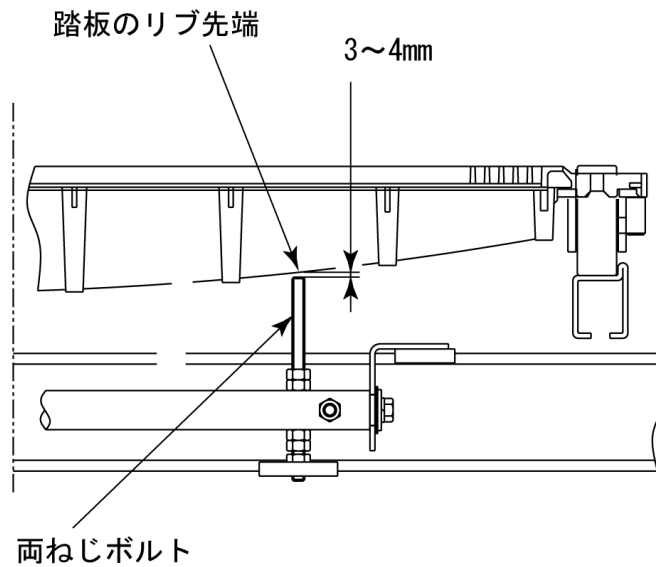
(2) 踏板・レール

◎ 踏板沈下検知装置



検出スイッチの動作位置および取付状態を確認します。

【判定基準】

- ・ 両ねじボルトと踏板のリブ先端の間隔が 3~4mm であること。(駆動側、従動側)
- ・ 両ねじボルトを倒したとき、プレートが回転して踏板沈下検知スイッチが動作すること。



7-6 乗降口

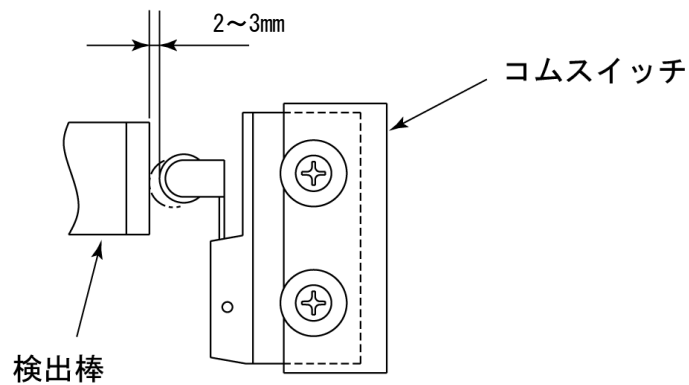
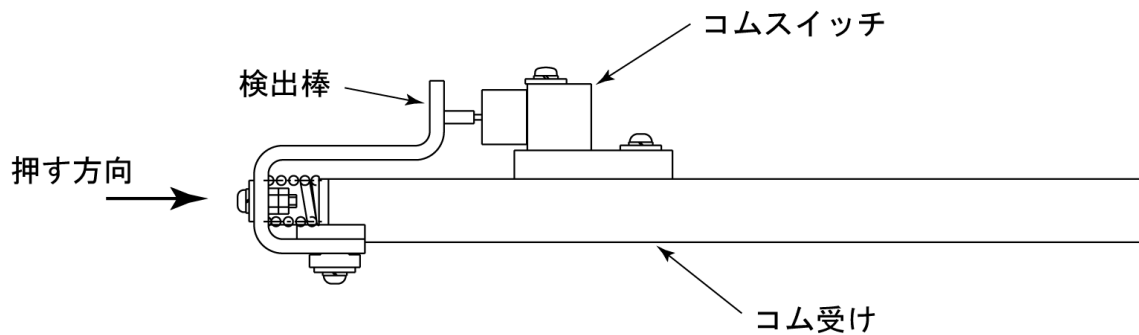
 危険	
 禁止	くしを点検するときは、運転を停止してください。 運転を停止せずにくしを点検すると、重大な事故の原因となります。

(1) くし安全装置



- ・ 検出スイッチの動作位置および取付状態を確認します。

【判定基準】

- ・ くしを取外し、検出棒を2~3mm押したとき、検出スイッチが動作すること。



7-7 制御盤各部電圧測定

 危険	
 禁止	<p>該当箇所以外は触れないでください。</p> <p>高電圧により、死亡・けがの原因となります。</p>

制御盤内、受電箱内のラベルに従い、ヒューズまたは MCCB 端子部にて各部電圧を測定します。

(1) ヒューズ（仕様によりヒューズの定格が異なる場合、またはヒューズがない場合があります）



信号名	ヒューズ	電圧 (V)	許容値 (%)	用途
R3	1F (3A)	AC200	±10	制御回路電源
S3	2F (3A)	AC200	±10	制御回路電源
R100	3F (5A)	AC100	± 2	照明回路電源
C10	4F (3A)	AC100	± 2	自動給油回路電源
	5F (0.5A)	DC24	± 5	シャッター連動回路電源
B10	11F (3A)	DC110	±10	ブレーキ回路電源

(2) MCCB



信号名	MCCB	電圧 (V)	許容値 (%)	用途
R1、S1、T1	1NFB	AC200	±10	動力電源
R100、S100	2NFB	AC100	± 2	照明電源
R102、S102	3NFB	AC100	± 2	欄干照明電源 (右)
R103、S103	4NFB	AC100	± 2	欄干照明電源 (左)

※ 「2NFB」はナイフスイッチ（名称は「1KS」）の場合もあります。



7-8 制御装置や電気機器などの状況確認処置

 危険	
 指示	劣化が顕著な場合、放置しないでください。 発煙、発火などにより、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路には、経年使用により劣化する部品、予期しない外部サージなどにより、劣化する可能性がある部品があり、発熱などにより周囲の電線類にも影響する可能性があります。
- ・電気部品（コンデンサ、抵抗、バリスタなど）、配線、ダクトなどについて十分注意して異常がないか点検してください。
また、これらの電気部品が配線と接触していないことを確認してください。
- ・膨らみなどの変形、ひび割れ、液漏れ、発熱、変色、焼損などが見つかった場合、交換が必要です。



 危険	
 指示	劣化が顕著な場合、放置しないでください。 放置すると、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路の機器・配線で、経年使用により劣化して接触不良や断線、絶縁低下による地絡や短絡が発生し、まれに発熱・発煙し、大きな事故になる可能性があります。
- ・配線の外れ、被覆のむけ、配線端子のがた・折損、はんだ付けの外れ、端子台の膨らみなどの変形、変色、腐蝕などが見つかった場合、交換が必要になります。
- ・電気関係の機器、制御装置、トラス内つなぎ箱などへの水の浸入がないか、端子台の腐蝕がないかご確認願います。異常がある場合は交換が必要になります。

 危険	
 指示	塵埃の堆積が確認された場合、放置しないでください。 絶縁低下により、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路の機器・配線で、経年使用により塵埃が堆積すると絶縁が低下して地絡や短絡が発生し、まれに発熱・発煙して大きな事故になる可能性があります。
定期的な清掃や機器の交換を行い塵埃が堆積しないようにしてください。

8. 交換部品

 警告	
 禁止	<p>動く歩道の部品は、経年変化などにより交換が必要であり、交換時期を超えて使い続けしないでください。</p> <p style="text-align: center;">部品の破損、摩耗、劣化などにより故障や事故の原因となります。</p>



動く歩道の部品は、使用状況や設置環境により交換の時期は異なります。
 また、偶発故障や取扱い不良による交換が必要になる場合があります。

動く歩道主要機器等、昇降機部品の供給期間の目安はお引渡し後、17～20年程度ですが、部品によっては長期間供給できないもの、代替品で対応するもの、当初納入品と意匠が異なる場合等がありますので、ご了承ください。なお、必要に応じ弊社にお問い合わせ願います。

なお、交換部品情報は弊社ホームページ下記 URL に開示しています。

<https://www.toshiba-elevator.co.jp/>

9. 油類一覧

 警告	
 指示	<p>油類は弊社指定品を使用してください。</p> <p>異なった油類を使用すると故障や事故の原因となります。</p>

動く歩道の各部品には下記油類を使用しています。
 機器の給油状態を確認して適宜、給油してください。

◎使用オイル

部位	潤滑油名称・品名（メーカー）
自動給油器	下記、いずれかを使用する ・FBK オイル R0100（ENEOS） ・テレソ 100（エッソ） ・シェルモーリナ S2BA100（出光昭和シェル）

◎使用グリース

部位	グリース名称・品名（メーカー）
駆動輪軸受け 従動輪軸受け 直線駆動下側駆動輪ガイド	下記、いずれかを使用する ・マルチノックグリース 2（ENEOS） ・アルバニアグリース 2（昭和シェル石油）

◎使用ギヤオイル

部位	潤滑油名称・品名（メーカー）
TES75*-20 （*は A, B, D のいずれか）	ボンノック M150（ENEOS）

10. 参考文献

(注) 書籍発行版は調査時点情報です。最新版を使用することを推奨します。

書籍名	発行元
昇降機等検査員講習テキスト	発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
建築設備設計基準	監修：国土交通省大臣官房庁営繕部 発行：一般社団法人 公共建築協会
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	監修：国土交通省大臣官房庁営繕部 発行：一般社団法人 公共建築協会
昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
昇降機技術基準の解説	編集：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 一般社団法人 日本エレベーター協会
建築保全業務共通仕様書及び同解説	監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行：一般財団法人 建築保全センター
日本産業規格 JIS A4302 昇降機の検査標準	審議：日本産業標準調査会 発行：日本規格協会
昇降機現場作業安全心得	一般社団法人 日本エレベーター協会
昇降機の保守と管理	一般社団法人 日本エレベーター協会

11. その他

■ 最新動く歩道関連情報

下記 URL にて確認することができます。

<https://www.toshiba-elevator.co.jp/>

東芝エレベーター株式会社


<https://www.n-elekyo.or.jp/>

一般社団法人 日本エレベーター協会

<https://www.beec.or.jp/>

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

12. 日常点検のしかた

⚠危険	
 指示	<p>日常点検をしてください。</p> <p>日常点検をしないと異常が発見できず、事故・故障の原因となります。 安全設備が不備の状態、障害物がある状態で運転すると、誤った乗り方やイタズラなどで利用者がはさまったり、転倒などの事故の原因となります。</p>

一日一回は次の内容を点検してください。もし、異常があるときは、保守サービス会社にご連絡ください。試運転時や巡回点検時に周辺の安全設備設置状況を確認し、安全のための設備が不備の場合、障害物がある場合は、絶対に運転しないでください。

場所	点検箇所	点検内容・他
①	運転状態	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な音がしないこと ・異常な振動がないこと
②	移動手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・異常なきずやよごれがないこと ・踏板の速度と合っていること ・異常な振動がないこと
③	移動手すり入り込み口安全装置 インレットブラシディフレクター	<ul style="list-style-type: none"> ・欠けていたり、破損していないこと ・物がはさまっていないこと ・インレットブラシディフレクターのブラシが、移動手すりと接触していないこと ・インレットブラシディフレクターのブラシが、変形していたり欠落していないこと
④	正面スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・欠けていたり、破損していないこと ・物がはさまっていないこと
⑤	くし	<ul style="list-style-type: none"> ・欠けていたり、破損していないこと ・物がはさまっていないこと
⑥	踏板	<ul style="list-style-type: none"> ・欠けていたり、破損していないこと ・物がはさまっていないこと ・黄色い線（ディマケーションライン）が明瞭であること
⑦	スカートガードパネル	<ul style="list-style-type: none"> ・踏板と接触していないこと ・踏板との隙間が大きくなっていないこと ・物がはさまっていないこと
⑧	ガラス/パネル/デッキボード	<ul style="list-style-type: none"> ・破損や段差がないこと ・飛散防止フィルムに異常なきずやはがれがないこと
⑨	照明灯	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯が切れたり、ちらついたりしていないこと ・照明灯の亚克力カバーに破損やひび割れがないこと
⑩	注意喚起ステッカー	<ul style="list-style-type: none"> ・破れていないこと ・はがれていないこと ・よごれていないこと
⑪	固定保護板、可動警告板 (傾斜タイプのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・破損していないこと ・はずれていないこと
⑫	進入防止用仕切板	<ul style="list-style-type: none"> ・破損していないこと
⑬	落下物防止網 (傾斜タイプのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・破損していないこと
⑭	転落防止柵 (傾斜タイプのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・破損していないこと
⑮	防火シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・動作の妨げになる物などが置かれていないこと
⑯	登り防止用仕切板 (傾斜タイプのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・破損していないこと
⑰	非常停止ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・動作の妨げになる物などが置かれていないこと
⑱	乗降板	<ul style="list-style-type: none"> ・段差がないこと

●③、④、⑤、⑥、⑦に物がはさまっているときは、停止させた後、物を取り除いてください。

●⑨、⑪、⑬、⑭、⑯は条件により設置の要否が異なります。

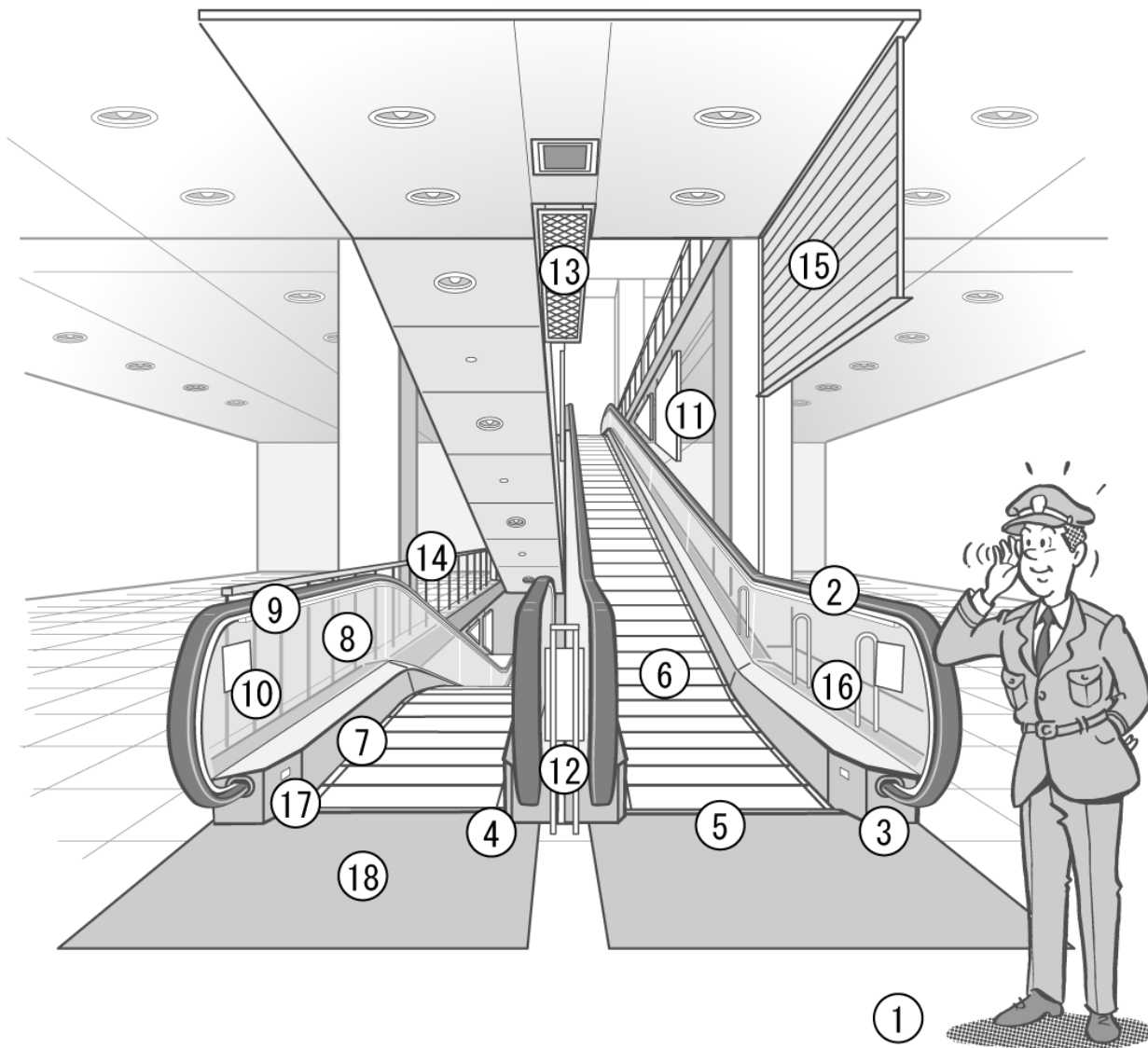
警告



指示

注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼付け、注意を促してください。

注意喚起をしないと、事故・故障の原因となります。管理者は利用者に動く歩道の利用方法について指導してください。注意喚起ステッカーは、保守サービス会社にお問い合わせください。



※ 図は傾斜タイプの場合です。水平タイプでは⑪、⑬、⑭、⑯が装備されません。

13. 清掃・手入れのしかた

警告



指示

水などの液体をかけたり、ワックスなどを踏板・乗降板に塗らないでください。
 踏板・乗降板の上がすべりやすくなり、転倒・転落の原因となります。また、
 内部に水が入ると感電・故障の原因となります。

清掃・手入れをする前に停止させてください。

停止させずに清掃すると、事故の原因になります。


洗剤は中性のものを使用してください。

酸性またはアルカリ性の洗剤や、有機溶剤（ベンジン、シンナー）を使用すると、動く歩道機器、部品の変質・変色・塗装剥がれ・破損の原因になります。また、引火性液体（ガソリンなど）は火災の原因になります。

清掃箇所	清掃方法
移動手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・乾いた柔らかい布でふく ・よごれが取れないときは、1%程度に薄めた中性洗剤を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取り、手すりが乾いてから、TSM630〈モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン（同）〉を布に含ませて手すり面に塗布し、液が乾いたら、から拭きしてください。過度に濃いシリコーンで濡れたまま放置しますと、手すりを傷めることがありますのでご注意ください <p>●清掃・手入れは露出部分から行い、十分乾いてから動く歩道を運転して残りの部分を露出させ、つづきを行ってください</p>
くし 踏板 乗降板	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみなどを電気掃除機で吸い取る ・くしや踏板の溝につまったごみなどを取り除く ・よごれが取れないときは、1%程度に薄めた中性洗剤を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取る
インレットブラシ ディフレクター	<ul style="list-style-type: none"> ・乾いた柔らかい布でふく ・よごれが取れないときは、水を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取る、または 1%程度に薄めた中性洗剤を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取る

清掃箇所	清掃方法
ガラス パネル デッキボード	<ul style="list-style-type: none"> ・乾いた柔らかい布でふく (よごれが取れないときは、1%程度に薄めた中性洗剤を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取るか、またはガラスクリーナーを使ってふく) ●ガラスクリーナーの使用法は、その取扱説明書をご覧ください
照明カバー 正面スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・1%程度に薄めた中性洗剤を布に含ませてふく ・よごれが取れないときは、水を布に含ませてふいた後、乾いた布で水分をふき取り帯電防止剤を塗る ●帯電防止剤の使用法は、その取扱説明書をご覧ください


⚠ 警告

 指示	<p>月に1~2回、スカートガードパネルに滑り剤を塗布してください。</p> <p>塗布が不十分ですと、靴などが踏板とスカートガードパネルの隙間に引き込まれる原因となります。</p> <p>滑り剤は、踏板に付着させないでください。</p> <p>付着すると、利用者の転倒の原因になります。</p>
---	--

清掃箇所	清掃方法
スカート ガードパネル	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1~2回は、滑り剤・TSM630〈モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン(同)〉を塗ってください。(フッ素樹脂コーティングスカートの場合は、3カ月に1回程度、塗ってください。) ・滑り剤を塗布するときは、必ず動く歩道を停止させてください

次の項目は専門技術者に依頼してください。

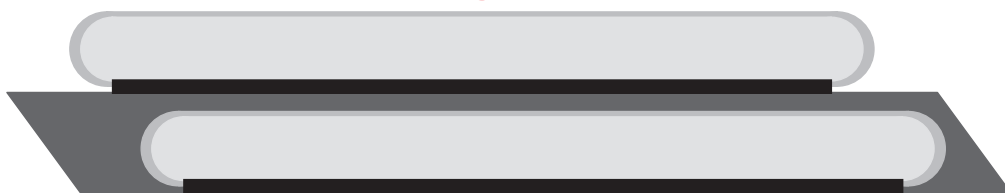
⚠ 警告

 指示	<p>動く歩道のトラスには、構造上潤滑用オイルなどが溜まります。</p> <p>保守点検時に回収してください。</p> <p>回収を怠ると、建物へのオイル漏れなどの原因となります。</p> <p>次のことに注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動く歩道を運行する場合は、必ず保守サービス会社による保守点検を実施する。 ・オイルの回収は、専門技術者以外は絶対に行わない。 ・環境保護のため、回収オイルは適切に処分する。
---	--

MEMO

MEMO

M o v i n g W a l k



建物名:	
連絡先:	昼間 TEL
	夜間 休日 TEL

東芝エレベータ株式会社

本社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
ホームページアドレス <https://www.toshiba-elevator.co.jp>

●この取扱説明書は2010年7月の発行で2024年1月に変更したものです。仕様および外観は、改良のために予告なしに変更することがあります。



●この取扱説明書は環境に配慮した植物油インキを使用しています。

GK-B054(6)-24.01(TO)

©TOSHIBA ELEVATOR AND BUILDING SYSTEMS CORPORATION 2010-2024